

= 案 =

厚木市地域福祉計画（第5期）

〔 厚木市再犯防止推進計画（第1期） 〕



誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを

人生の最期まで続けることができる

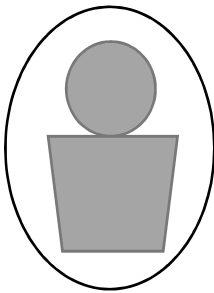
地域包括ケア社会 の実現に向けて

～見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり～

令和3（2021）年 月

厚木市

はじめに

[illegible]

A grid of empty circles arranged in 7 rows and 20 columns, intended for a dot plot.

令和 3 年 3 月

厚木市長 小林 常良

目 次

第1章 計画策定の趣旨	5
1 計画策定の背景と課題	7
2 計画の位置付けと性格	8
(1) 地域福祉計画	8
(2) 再犯防止推進計画	8
(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組	10
3 計画の期間	11
4 計画の対象者	12
5 計画における地域の捉え方	13
6 計画の推進体制	14
(1) 保健福祉審議会	14
(2) 地区地域福祉推進委員会	14
(3) 社会福祉協議会	15
(4) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働	15
(5) 国・県・近隣市町村との連携	15
第2章 本市の状況	17
1 人口構成	19
(1) 人口・世帯の状況	19
(2) 子どもの状況	22
(3) 高齢者の状況	24
(4) 障がい者の状況	26
(5) その他の状況	30
2 地域福祉をめぐる状況	32
(1) 地域での支え合いの展開	33
(2) 地域での支え合い活動	34
(3) 地域の支え合い機能の向上	36
(4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会	38
(5) 地域での活動	39
第3章 計画の目指す姿と全体像	41
1 将来像	43
2 基本理念	44
3 基本目標	45
4 計画の体系	46

目次

第4章 施策の展開.....	49
施策の方向1 見守り活動の充実	50
施策の方向2 地域における居場所づくり	52
施策の方向3 地域で支え合う人づくり	54
施策の方向4 老いること・障がいがあること等に対する理解の促進	56
施策の方向5 権利擁護の推進	58
施策の方向6 社会参加できる地域づくり【再犯防止推進計画】	60
施策の方向7 包括的な相談支援体制の充実	64
第5章 指標.....	67
施策の進捗を測る指標	69
第6章 地区別計画.....	73
1 厚木北地区	74
2 厚木南地区	76
3 依知北地区	78
4 依知南地区	80
5 睦合北地区	82
6 睦合南地区	84
7 睦合西地区	86
8 荻野地区	88
9 小鮎地区	90
10 南毛利地区	92
11 南毛利南地区	94
12 玉川地区	96
13 森の里地区	98
14 相川地区	100
15 緑ヶ丘地区	102
資料編.....	105

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。

ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画における地域の捉え方
- 6 計画の推進体制

1 計画策定の背景と課題

地域福祉計画第4期では、基本理念に「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を掲げ、日頃からの近所付き合いやお互いに様子を気に掛けるなどの地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進してきました。

市民意識調査の結果では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高く、平成 29（2017）年度では62.2%、令和元（2019）年度では65.4%となっています。

本市の状況は、既に市民の約4人に1人が65歳以上の超高齢社会に突入し、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回ることが予測され、今後も高齢化が進むだけでなく、高齢者の中でも高い年齢層の割合が高まっています。また、単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加、ライフスタイルの変化などにより、家族や地域で支え合う機能の脆弱化や社会的なつながりの希薄化が進むことが懸念されます。

これまでは、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などに対し、分野ごとに公的な保健福祉サービスを提供してきましたが、複雑化・複合化する課題に対して、従来の福祉サービスでは解決が困難な課題が増加しています。

そうしことから、地域での「見守り」や「支え合い」などによる支援がより重要になるとともに、分野を超えた包括的な相談支援体制づくりが求められています。

本市では、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展を見据え、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現に向け、具体的な取組を進めているところです。

また、国においては、罪を犯した人も、罪を償った後に地域で孤立することなく暮らしていくことができ、全ての人が安心・安全に暮らせる社会の実現を図るため、平成28（2016）年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）が制定され、地方公共団体においても、再犯防止推進計画を策定することが規定され、本計画の一部に新たに位置付けることとしました。

令和2（2020）年には、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症が、多くの人々の暮らしに影響を及ぼし、3密を避けるなどの新しい生活様式を取り入れた対応が求められる状況となりました。

このような社会情勢や地域課題を踏まえ、第10次厚木市総合計画との整合を図りつつ、人口等の推移や将来推計、高齢者や障がい者などを対象に行ったアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握した上で、地域で支え合う取組を進めるため、新たな計画を策定することとしました。

2 計画の位置付けと性格

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられるものです。

また、市民の活動計画として厚木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に補完・連携する計画とします。

さらに、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の推進を図る計画として位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

(2) 再犯防止推進計画

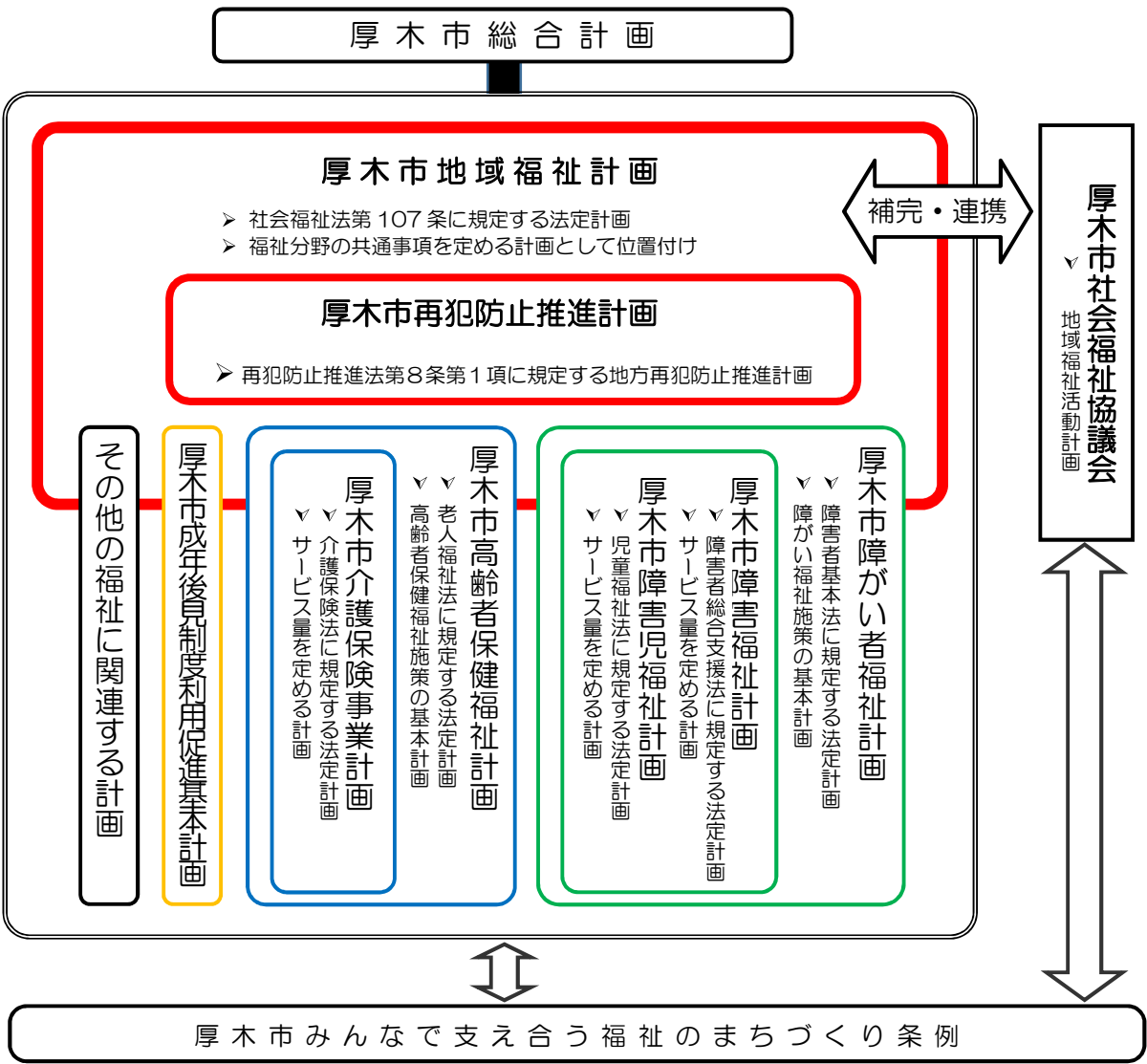
我が国の刑法犯認知件数は、平成 14（2002）年に 2,854,061 件と戦後最多を記録し、その後、平成 15（2003）年以降は減少し、平成 30（2018）年には戦後最少の 817,338 件となりました。

しかし、刑法犯により検挙された再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」といいます。）は増加しており、再犯防止対策の必要性和重要性が改めて認識され、あわせて、再犯防止に対応するためには、国による取組だけではなく、地方公共団体、保護司を始めとした再犯防止に関する活動を行う民間協力者などとの連携強化が喫緊の課題となりました。

平成 28（2016）年 12 月には再犯防止推進法が制定され、国及び地方公共団体の責務、民間協力者などとの緊密な連携協力の確保、地方再犯防止推進計画の策定等が明確に位置付けられました。

本市では、国の動向を踏まえ、地域福祉計画に再犯防止に関する取組などを盛り込むことにより、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として位置付け、罪を犯した人も、罪を償った後に地域で孤立することなく暮らしていくことができるよう、必要に応じた適切な支援を提供し、再犯防止と安心・安全なまちづくりを推進する計画とします。

■ 計画の体系図



第1章

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

本計画でも、SDGs の目標達成に向けた取組を推進していきます。

■ SDGs17 の目標



出典 国際連合広報センター

■ 本計画が取組むべき SDGs の目標

 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	 10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国間の不平等を是正する。
 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	

出典 外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取組」（平成 29（2017）年3月）から抜粋

3 計画の期間

本計画は、本市が目指す地域包括ケア社会の理念を明確に位置付け、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、団塊の世代が75歳を迎える令和7(2025)年を見据え、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合は、必要に応じて見直しなどを行います。

計画期間

年 度 関連諸計画	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
第 10 次厚木市総合計画	第9次 後期計画	基本構想（12 年）					
		第 1 期基本計画（6 年）					
厚木市地域福祉計画 （再犯防止推進計画）	第4期 計画	第5期計画（3年）			第6期計画		
厚木市成年後見制度 利用促進基本計画		第 1 期計画（4 年）					
		※ 令和 6 年（2024）に 地域福祉計画に統合					
厚木市高齢者保健福祉計画 ※1	第7期 計画	第8期計画（3年）			第9期計画		
厚木市障がい者福祉計画 ※2	第5期 計画	第6期計画（3年）			第7期計画		

※1 厚木市高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を含む。

※2 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

第1章

4 計画の対象者

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども、若者など、全ての人々を対象としています。

地域にお住まいの全ての人々は、地域福祉を支える地域包括ケア社会の実現に向けた主体的な存在です。

具体的には、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、保護司、ボランティア、地域福祉推進委員会、学校、社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、介護・福祉関係者、医療関係者、社会福祉法人、協同組合、民間企業、NPO法人（特定非営利活動法人）などです。

また、犯罪や非行をした人についても地域住民に含めます。

5 計画における地域の捉え方

本計画では、「地域」と「地区」という言葉が使われています。

「地域」は、都道府県や市町村が「地域福祉（活動）計画」と使う場合、その行政区域を指すことが一般的です。

「地区」は、「地区の敬老会」や「地区の公民館まつり」など、普段の日常生活で使われています。本市では、多くの市民、団体、事業者などが参加し地域主体の幅広い福祉活動ができるよう、市内 15 の地区市民センター単位の「地区」に地区地域福祉推進委員会を組織し、活発な地域福祉活動を展開しています。

これらを踏まえ、本計画では、二つの言葉を次のように整理しました。

「地域」…区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を指します。

※ ただし、「地域住民」や「地域における取組」など、住民の身近な生活圏域を指す場合があります。

「地区」…15 の地区にある地区市民センターごとの区域を指します。

■ 地区構成図



第 1 章

6 計画の推進体制

本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項などを定める計画です。

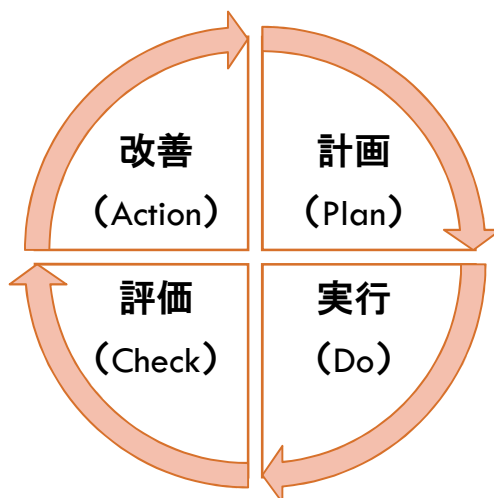
本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

(1) 保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された委員で構成する保健福祉審議会において、計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

■ PDCA のイメージ



(2) 地区地域福祉推進委員会

市内 15 地区の地区市民センターを拠点に、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域福祉活動に携わる人々で構成され、活発な地域福祉活動が展開されています。本計画の地区別計画についても、地区地域福祉推進委員会と共に策定し、施策の展開を図ることで、計画の実効性を確実なものとします。

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる団体です。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、本計画と共に地域住民の参加を得て策定され、地域福祉を推進するための計画であることから、基本理念、基本目標、方向性などにおいて整合性を保ち、相互に補完・連携する計画となっています。

(4) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体、医療・介護関係者などは、行政の大切なパートナーです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握し、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターなどの関係者間で問題意識を共有し、課題解決を図っていきます。

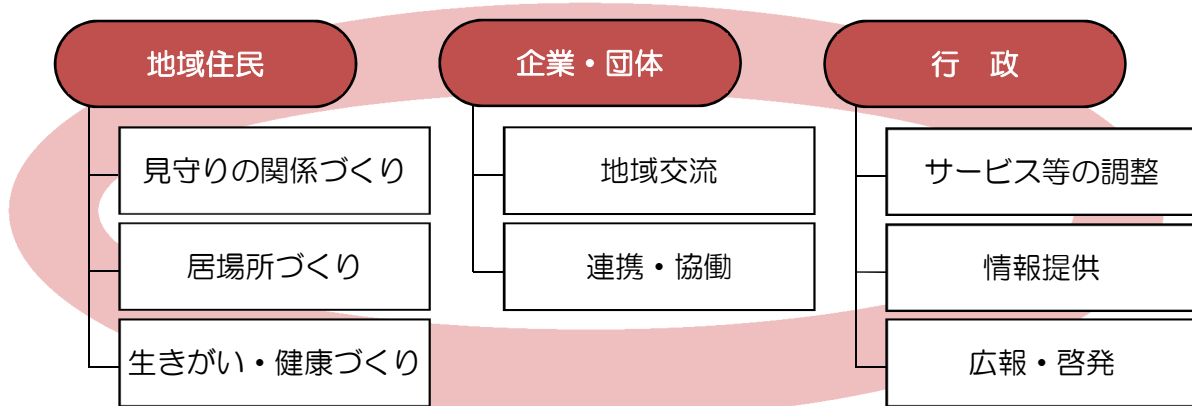
また、再犯防止の取組に当たっては、犯罪や非行をした人に対する更生保護活動を地域において行っている保護司などの民間協力者と相互に連携協力していきます。

(5) 国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

また、地域福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

- 地域包括ケア社会の実現に向けたそれぞれの役割を次のとおり位置付けます。



第2章 本市の状況

1 人口構成

- (1) 人口・世帯の状況
- (2) 子どもの状況
- (3) 高齢者の状況
- (4) 障がい者の状況
- (5) その他の状況

2 地域福祉をめぐる状況

- (1) 地域での支え合いの展開
- (2) 地域での支え合い活動
- (3) 地域の支え合い機能の向上
- (4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会
- (5) 地域での活動

1 人口構成

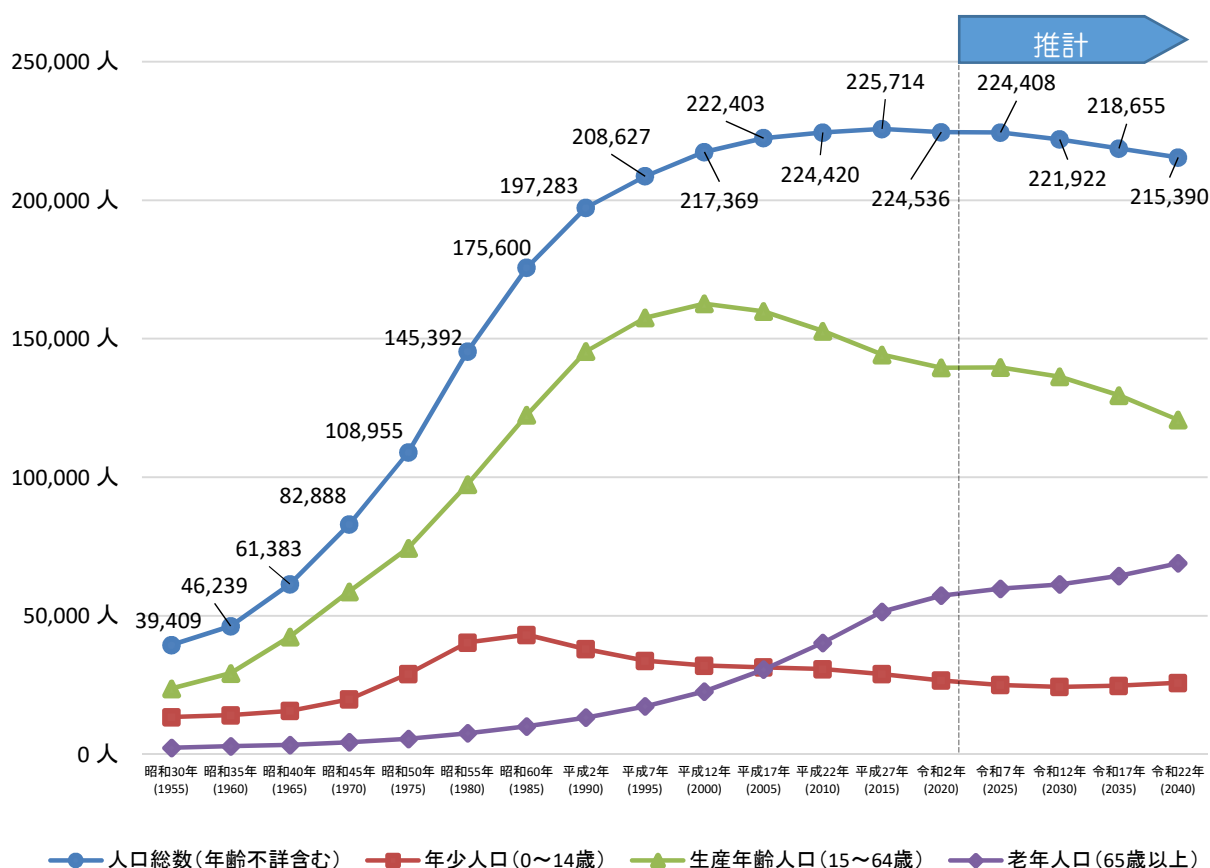
(1) 人口・世帯の状況

ア 人口・年齢階層別人口

人口総数は一貫して増加傾向となっていますが、増加率は縮小傾向にあり、近年では横ばいとなっています。年少人口（0～14歳）は昭和60（1985）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

今後については、合計特殊出生率の上昇、20歳代、30歳代の定住促進・転出抑制等に取り組むことにより実現できるとした推計値を本市の人口の将来展望とし、目標人口を定めています。

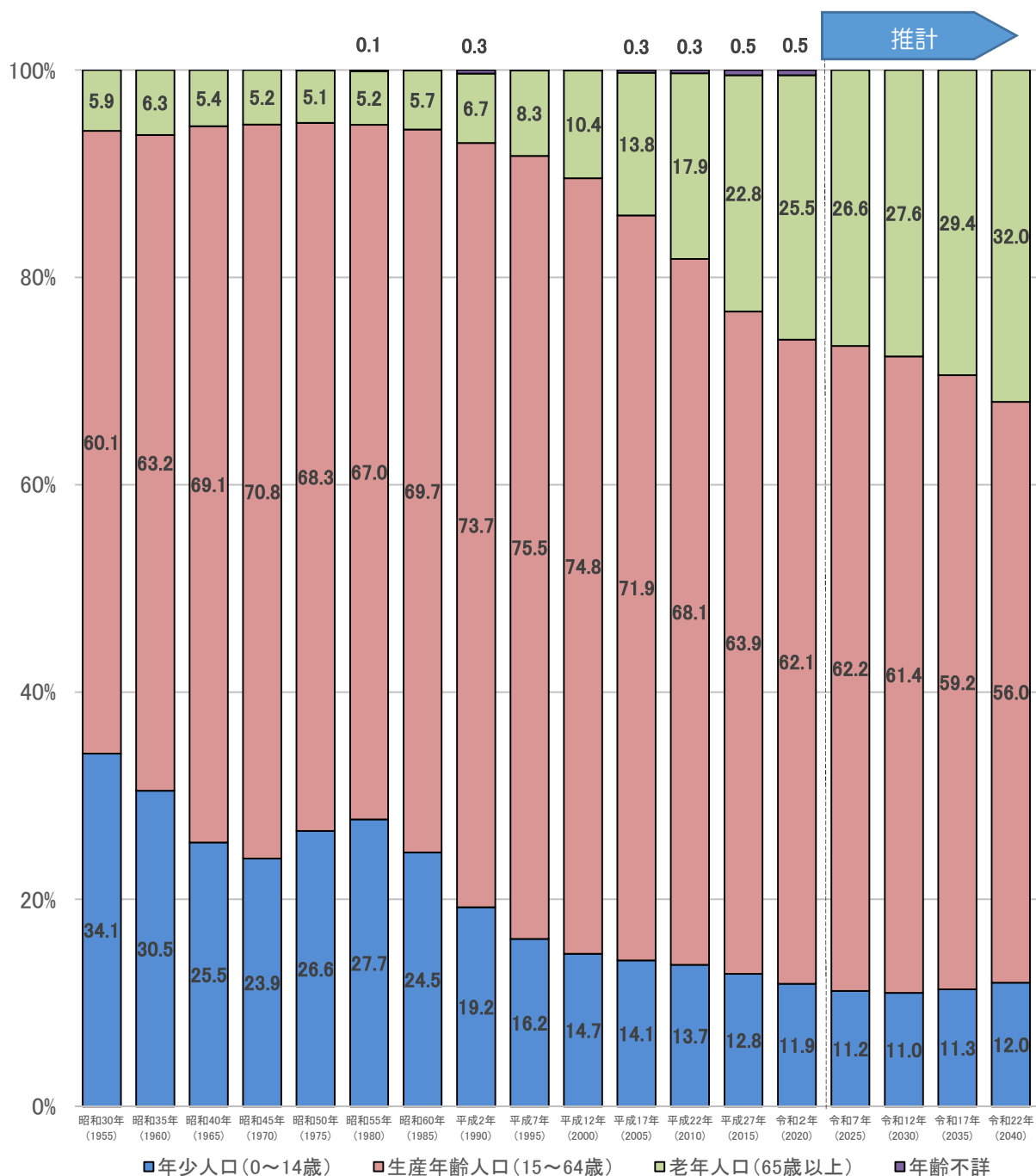
年齢階層別人口の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)
 令和2(2020)年のみ神奈川県年齢別人口統計調査
 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月)」

第2章

年齢構成比率の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

令和2(2020)年のみ神奈川県年齢別人口統計調査

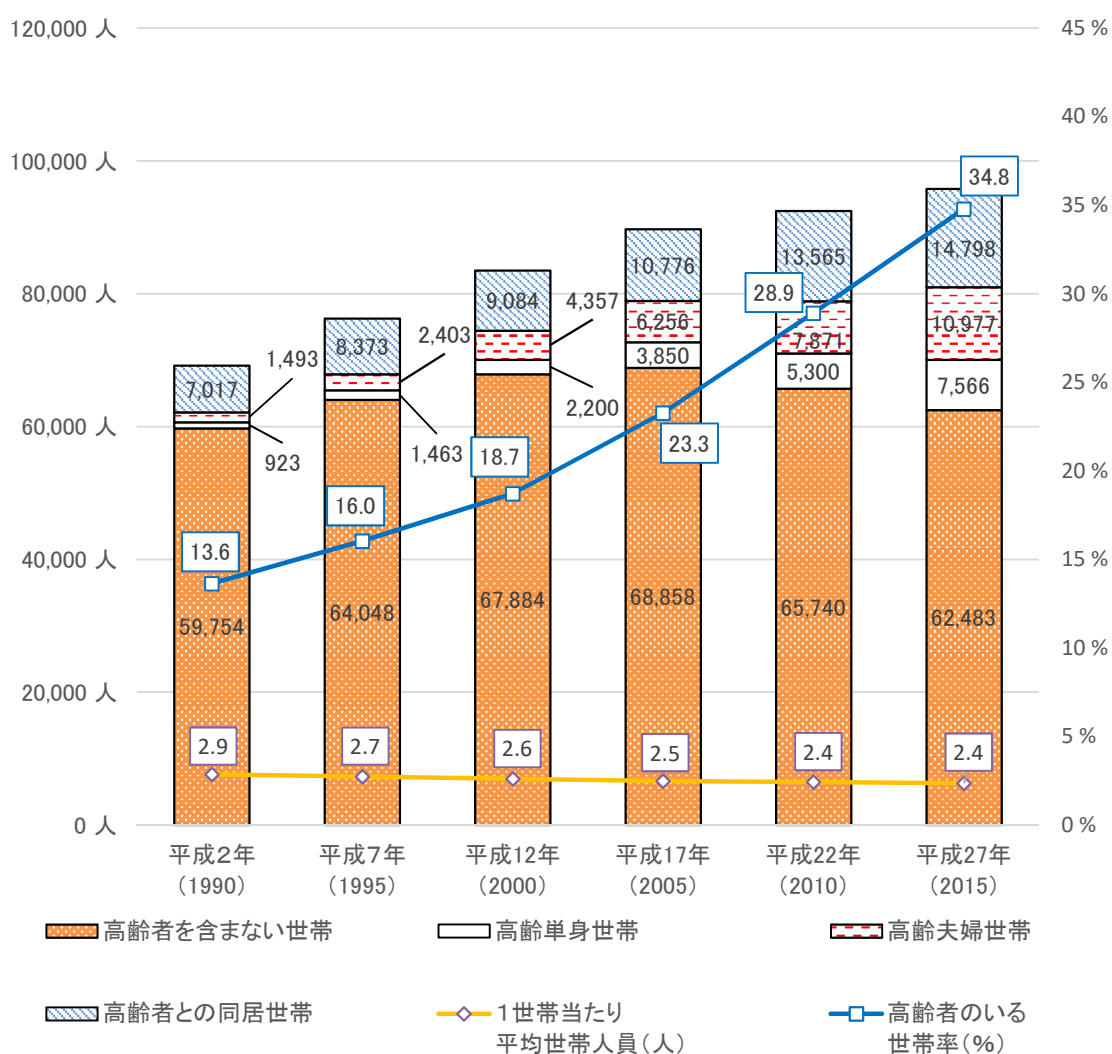
推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月)」

イ 高齢者を含む世帯の状況

人口の伸びに伴い、世帯数は増加していますが、高齢者を含む世帯（高齢単独世帯、高齢夫婦世帯及び高齢者と同居の世帯）は、平成 17（2005）年から平成 27（2015）年の 10 年で約 1.6 倍に増加しています。一方、高齢者を含まない世帯は減少傾向にあります。

また、人口を世帯数で除した一世帯当たりの平均世帯人員は、減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

高齢者を含む世帯数の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 国勢調査による数値であるため、住民基本台帳による数値とは一致しない。

※ 高齢者夫婦世帯とは、夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

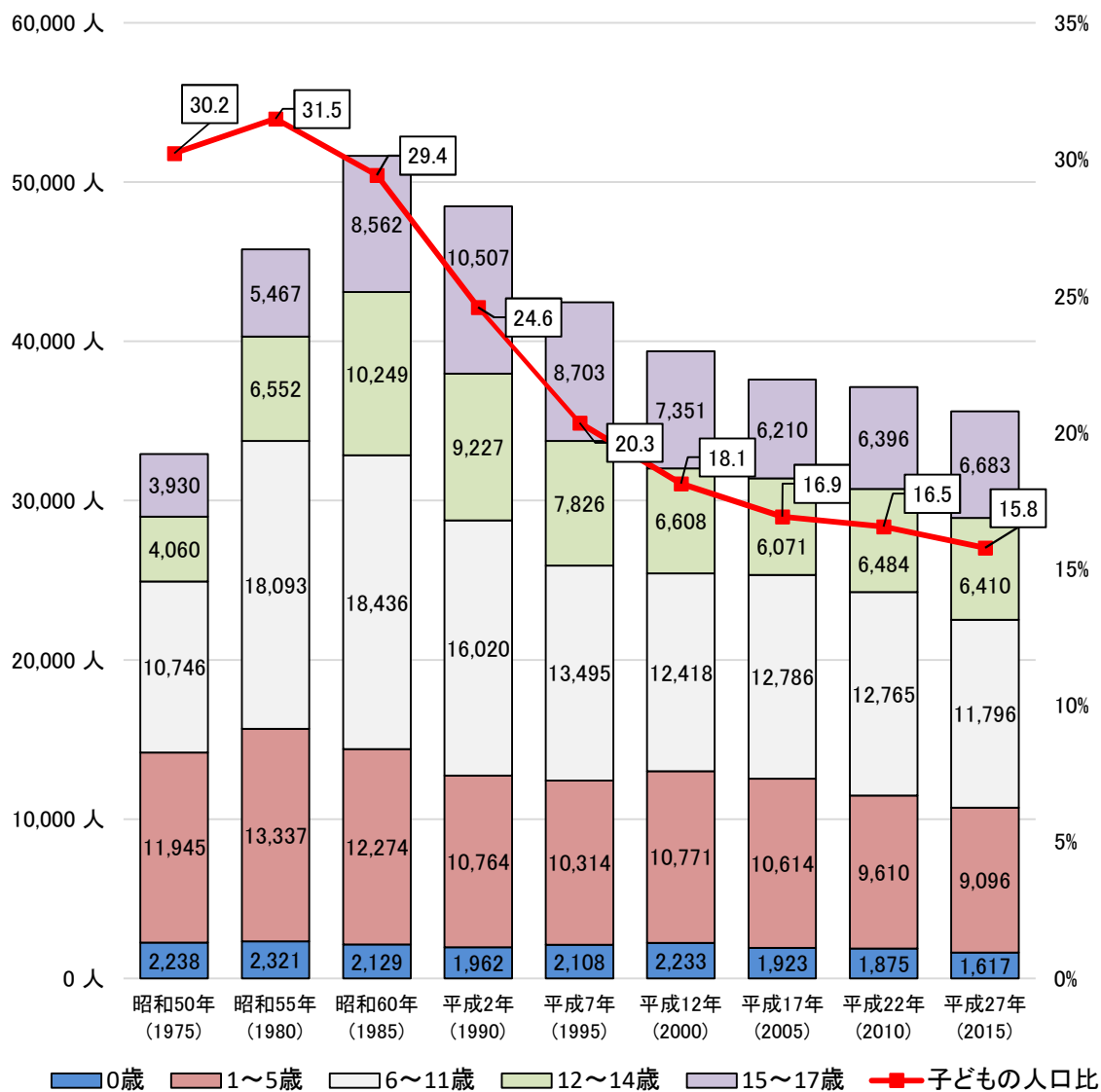
(2) 子どもの状況

ア 子どもの人口（18歳未満）

18歳未満の子どもの人口は、第2次ベビーブームの昭和40年代後半から急速に増加しましたが、昭和60（1985）年からは徐々に減少しています。

総人口に対する子どもの人口割合を昭和50（1975）年と平成27（2015）年と比較すると、昭和50（1975）年が30.2%で約3人に1人、平成27（2015）年には15.8%で約6人に1人という状況になっています。

子どもの人口の推移



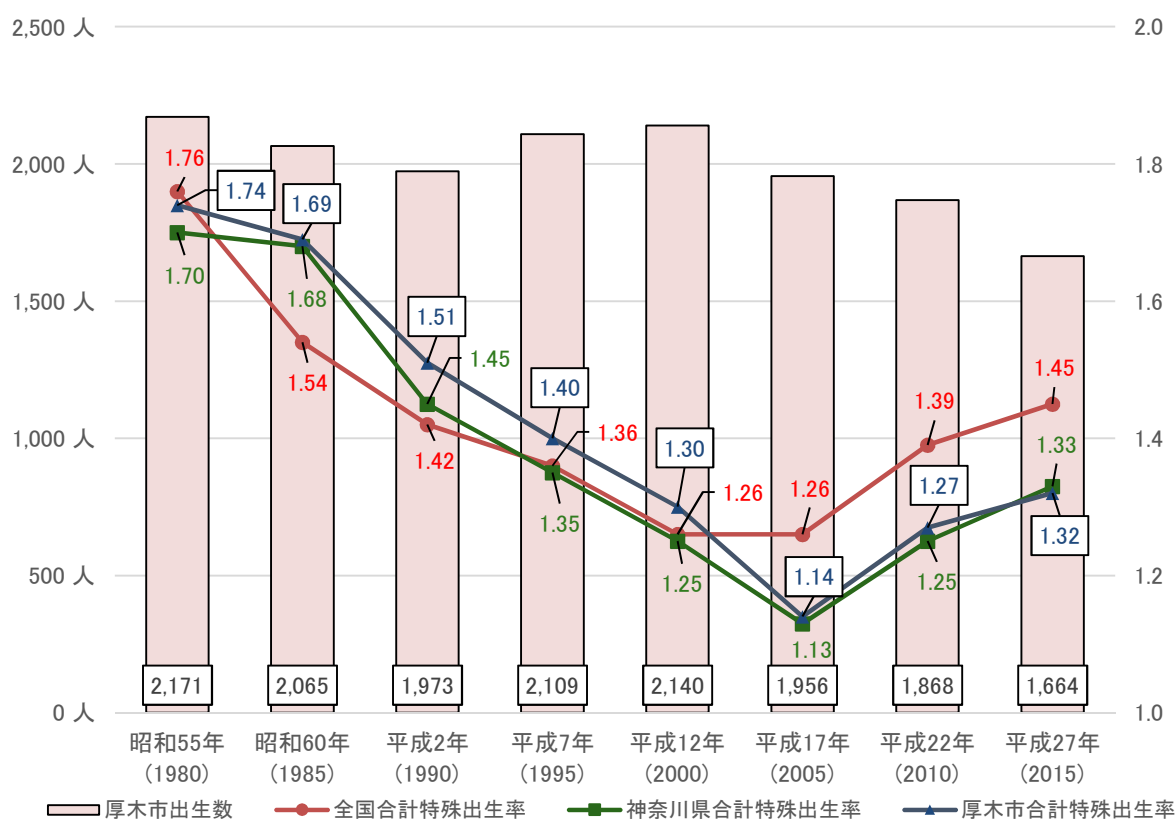
資料 総務省「国勢調査」（各年）

イ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年、上昇傾向となっていますが、出生数は減少しています。平成 12（2000）年と平成 27（2015）年と比較すると、本市の出生率が 1.30 から 1.32 に増加しているにもかかわらず、出生数は約 500 人減少しています。

また、本市の出生率は、平成 12（2000）年には国・県の出生率を上回っていましたが、平成 27（2015）年では、国・県より低くなっています。

合計特殊出生率の推移



資料 厚生労働省「人口動態統計」（各年）

神奈川県「神奈川県衛生統計年報」（各年）

※ 合計特殊出生率は、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

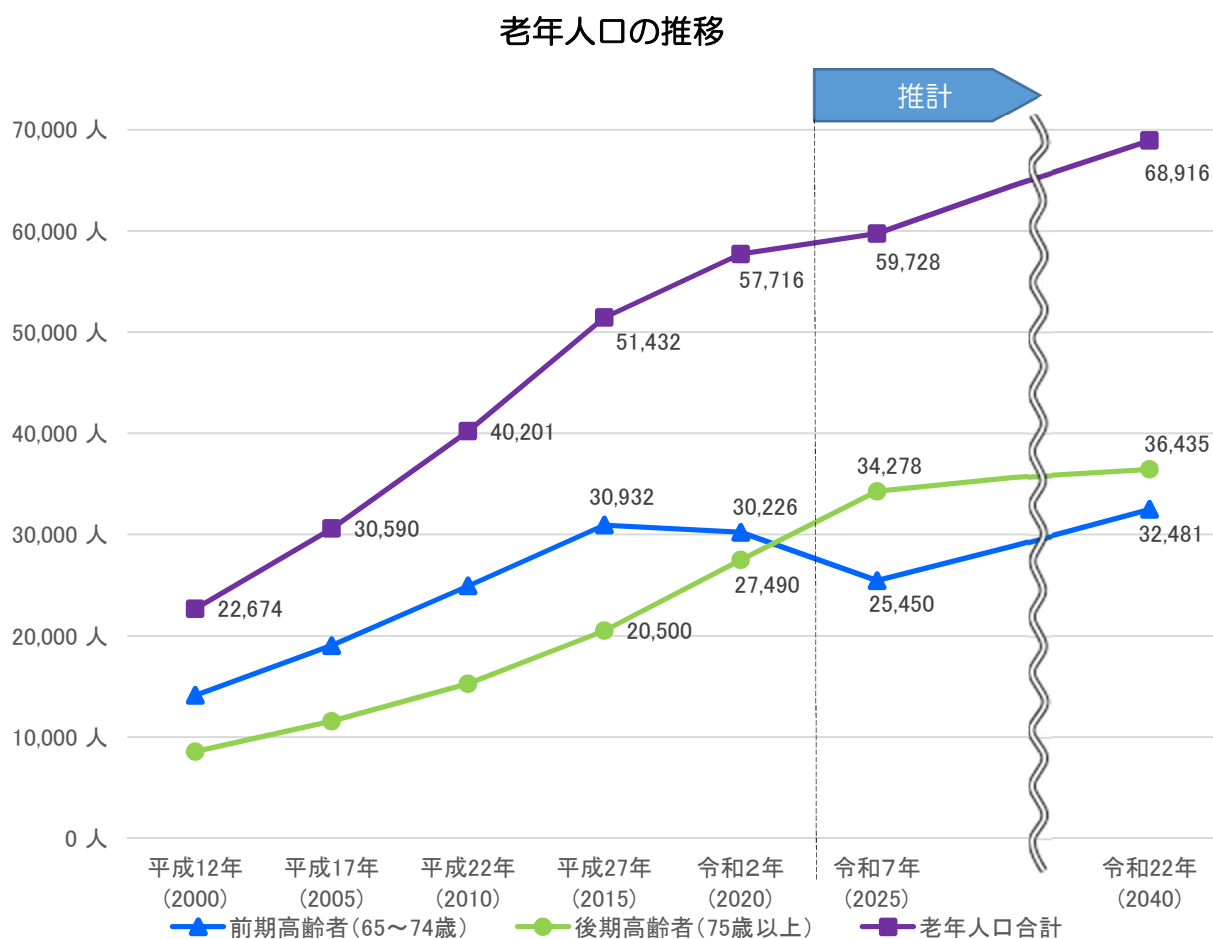
第2章

(3) 高齢者の状況

ア 高齢者数

高齢者数は、一貫して増加を続け、平成 27（2015）年には約 4 人に 1 人が高齢者となり、令和 22（2040）年には 3 人に 1 人が高齢者になる見込みです。

また、後期高齢者（75 歳以上）は、平成 27（2015）年から令和 7（2025）年までの 10 年間で 20,500 人から 34,278 人（1.67 倍）となり、前期高齢者（65 歳～74 歳）を上回る見込みとなっています。



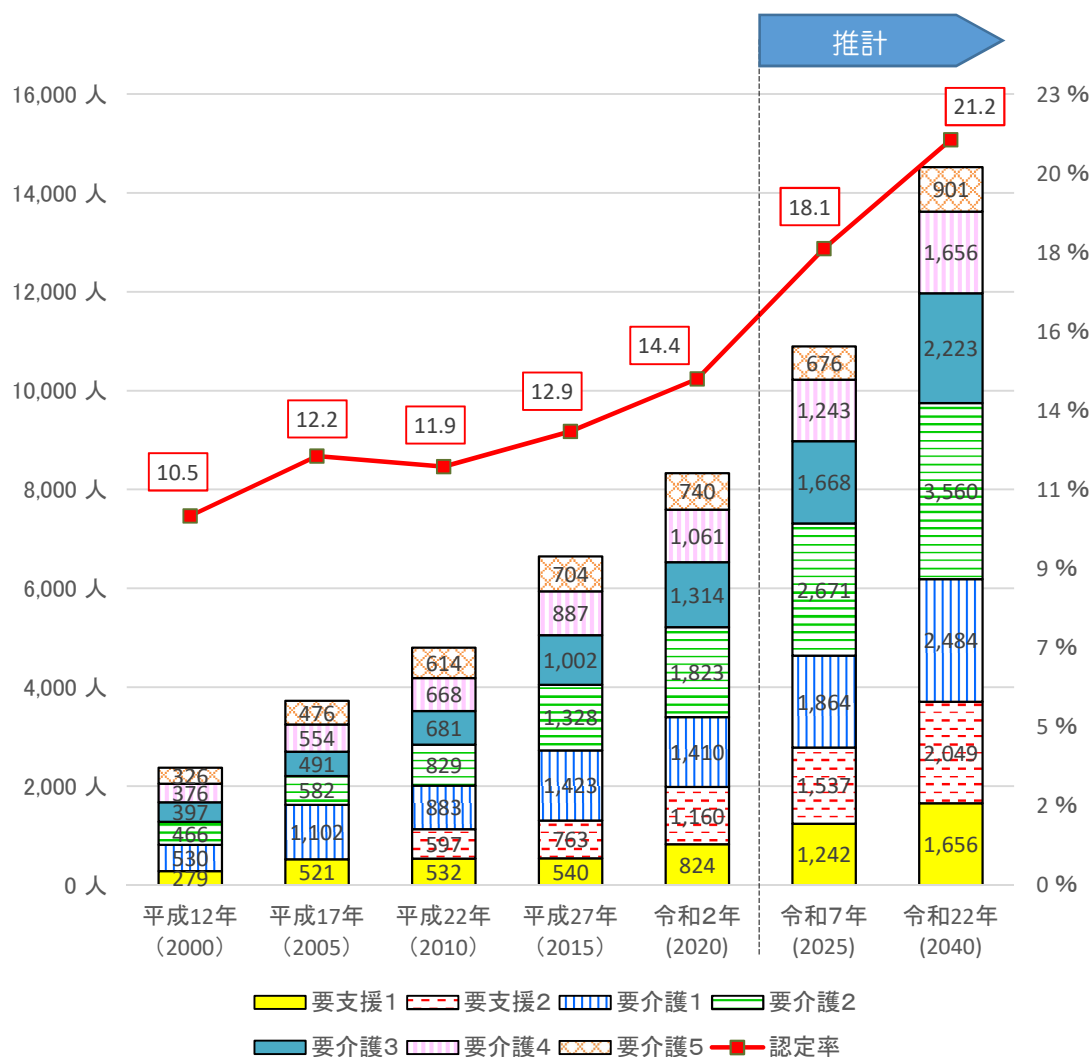
資料 総務省「国勢調査」（各年）

推計については、「厚木市人口ビジョン（令和 3（2021）年 3 月）」

イ 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、令和2（2020）年10月1日現在8,332人を数え、介護保険制度が始まった平成12（2000）年の2,374人と比べ20年間で5,958人増え、約3.5倍の認定者数となっています。これは、高齢者人口の伸び率を上回る状況にあります。

要介護度別認定者数及び認定率の実績と推計



資料 厚木市介護福祉課

※ 各年10月1日現在

第2章

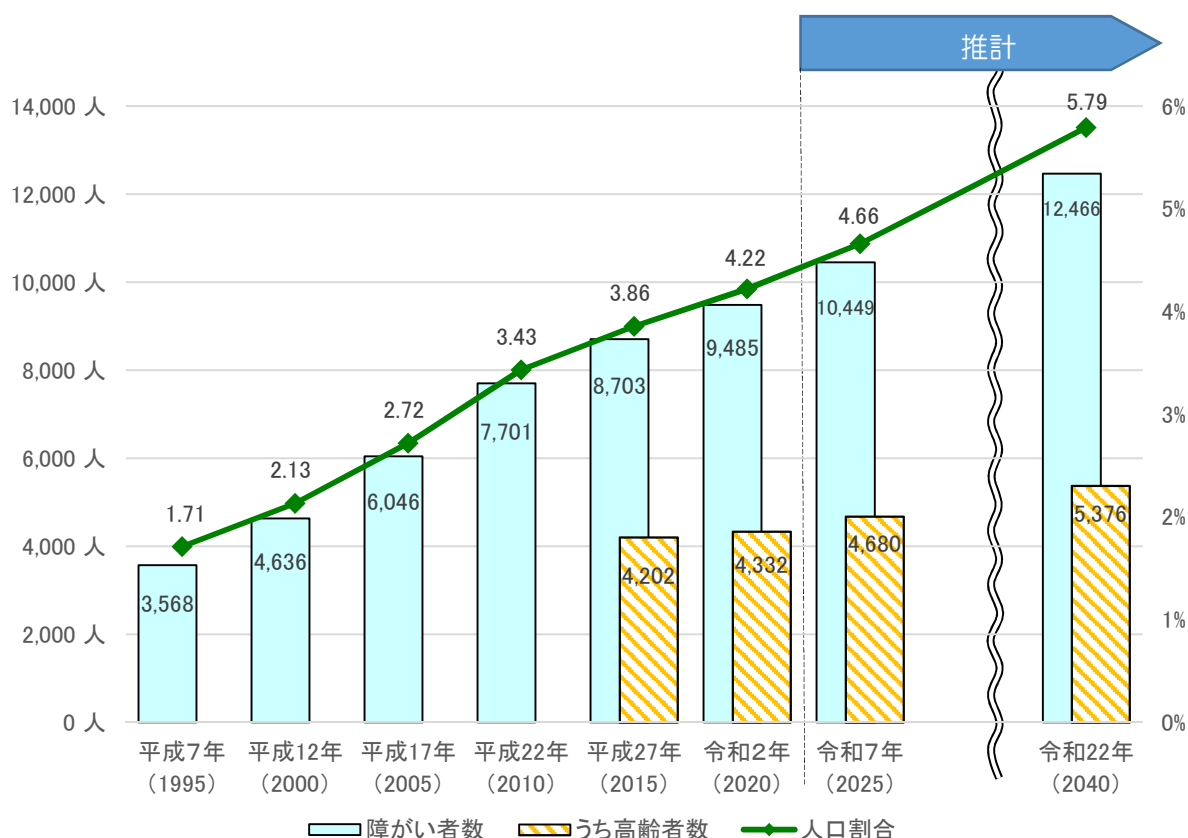
(4) 障がい者の状況

ア 障がい者人口（障害者手帳所持者）

障がい者は年々増加しており、令和7（2025）年には、平成7（1995）年からの30年間で約3倍になると推計しています。また、障がい者人口における高齢者の割合は4割以上を占め、今後も増加することが見込まれます。

厚木市が作成した将来展望によると、人口は令和2（2020）年以降も減少が続くと推計していますが、障がい者人口割合は大幅に増加すると見込んでいます。

障がい者（障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 「厚木市障がい者数統計」（各年）

推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12年（2000）は4月1日現在）

※ 障害者手帳は、障がいのある人が取得できる手帳で、一般に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称

※ 障がい者数は、正確な数値を捉えることが不可能なため、それぞれの障害者手帳所持者の合計から重複の人数を除いた数

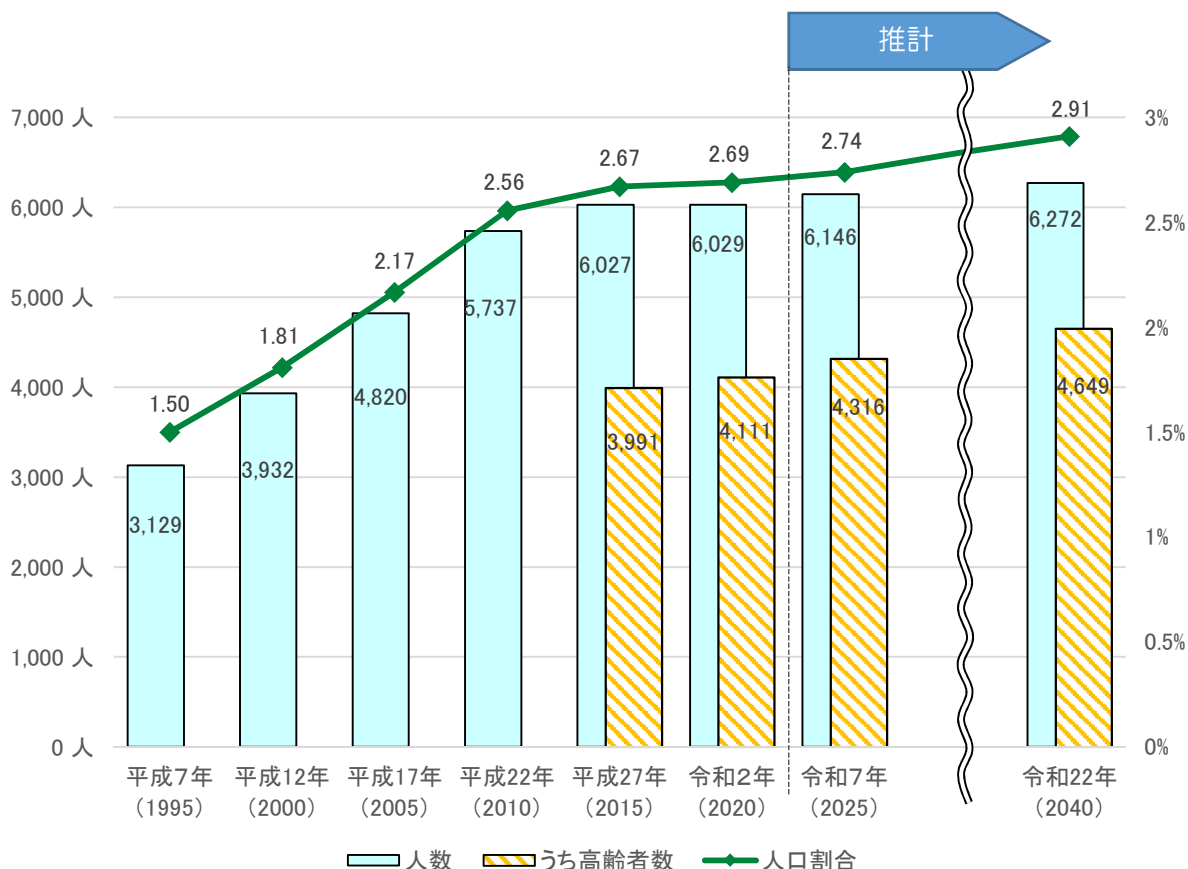
※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

イ 身体障がい者人口（身体障害者手帳所持者）

身体障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

今後は、身体障がい者が高齢になることに加えて、高齢化に伴う身体機能の低下による身体障がい者が新たに増加すると考えられるため、身体障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 「厚木市障がい者数統計」（各年）

推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12年（2000）は4月1日現在）

※ 身体障がい者数は、身体障害者手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法が定める身体障がいの種類や程度に該当し、その障がいが一定以上持続する場合に所持する手帳

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

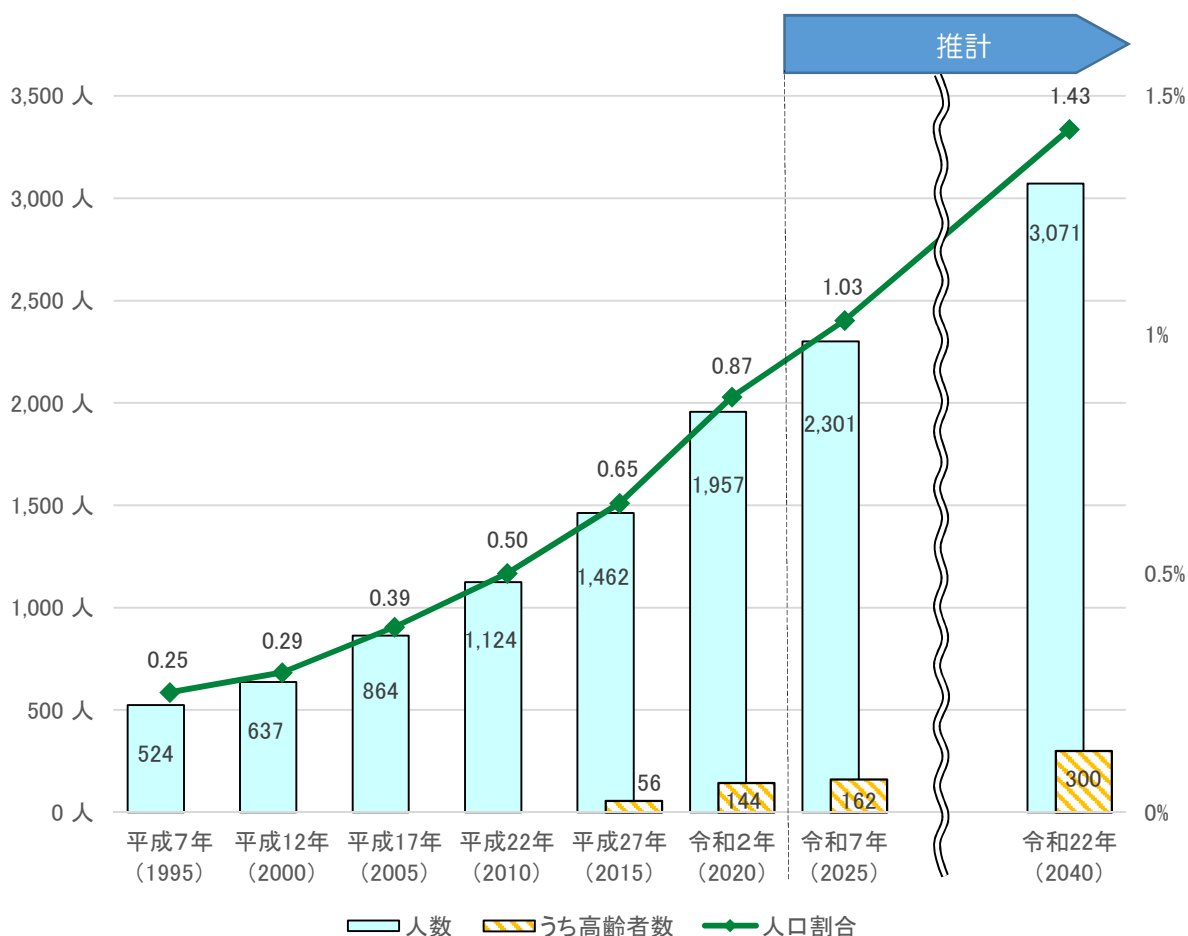
第2章

ウ 知的障がい者（療育手帳所持者）

知的障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

療育手帳は18歳頃までに取得する人が多く、現在も若年層を中心に手帳取得者が多くなっている状況です。そうした年齢層が加齢とともに増加しますので、知的障がい者及び人口割合は、増加が続くと見込んでいます。

知的障がい者（療育手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 「厚木市障がい者数統計」（各年）

推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12年（2000）は4月1日現在）

※ 知的障がい者数は、療育手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 療育手帳は、神奈川県が知的障がいと判定した場合に所持する手帳ですが、知的障がいと判定を受けた方が必ずしも手帳を取得するとは限らない。

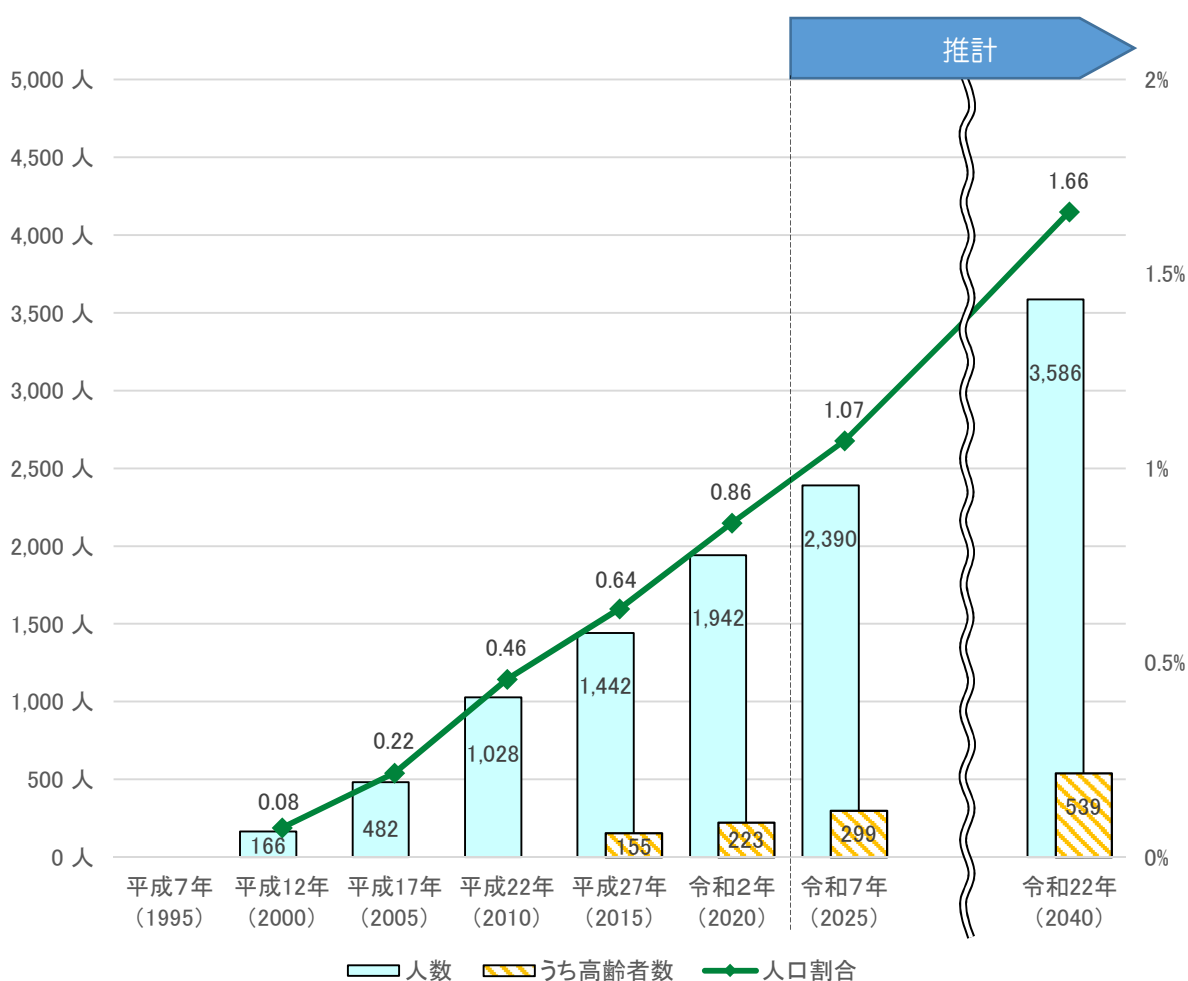
※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

エ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

精神障がい者及び人口割合は、一貫して増加を続けています。

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持するものであり、精神疾患に罹患している人は手帳の所持者以上に存在していると思われます。今後は、地域包括ケア社会の実現に向けた取組により、これまで支援につながらなかった人が障害福祉サービスを利用することが想定されるため、精神障がい者及び人口割合は増加が続くと見込んでいます。

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の状況と人口割合の推移



資料 「厚木市障がい者数統計」（各年）

推計については、「厚木市人口ビジョン（令和3（2021）年3月）」

※ 各年10月1日現在（平成7（1995）年、平成12年（2000）は4月1日現在）

※ 精神障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数（他の障がいとの重複の人数を含む。）

※ 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法に基づき、精神疾患のため生活に支障がある場合に所持する手帳ですが、精神疾患に罹患している方が必ずしも手帳を取得するとは限らない。

※ 高齢者数は、平成25（2013）年度からの統計値

第2章

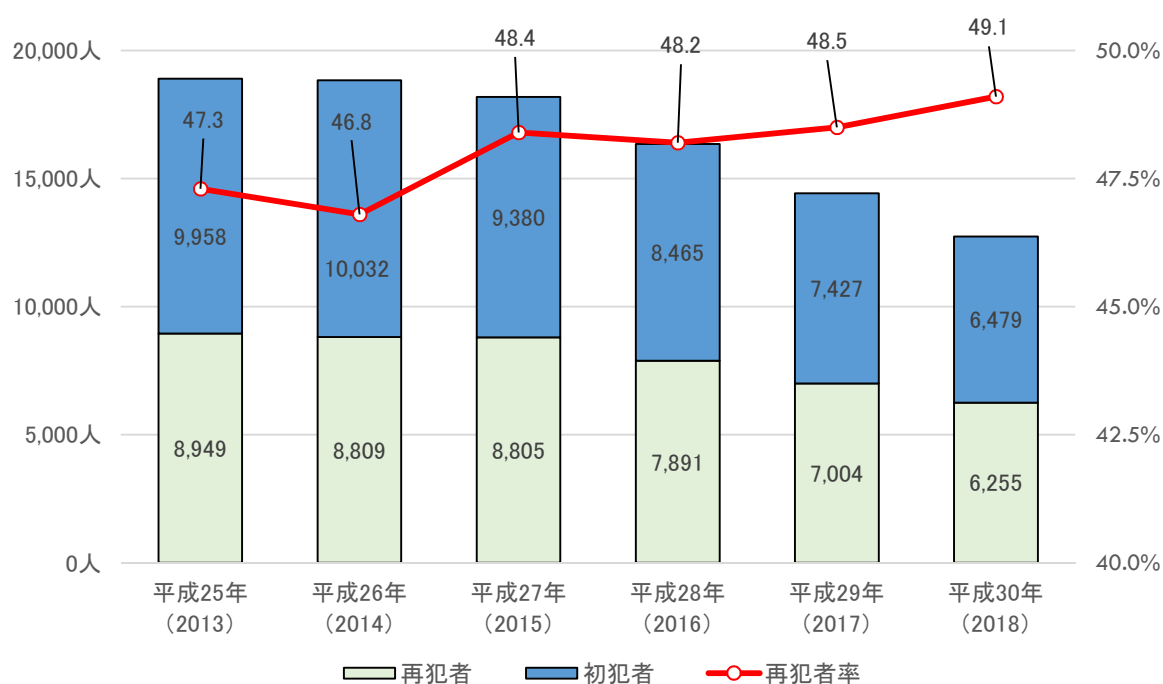
(5) その他の状況

ア 県内の再犯者数及び再犯率の状況

県内の再犯者率の推移は、調査年によってばらつきがありますが、平成30（2018）年は49.1%と国内の数値を上回っている状況にあります。

なお、厚木警察署管内の再犯者率は、52.2%となっています。

神奈川県内の刑法犯検挙者中の再犯数及び再犯率



出典 神奈川県警本部作成の犯罪統計

厚木警察署管内の再犯率 平成30（2018）年

刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
327 人	157 人	170 人	52.2%

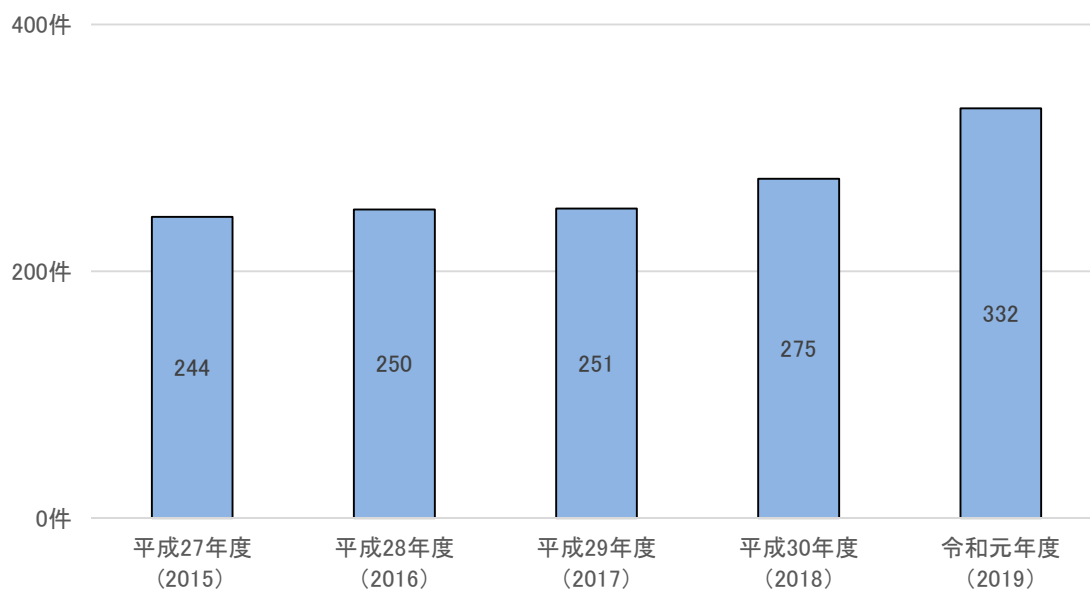
法務省東京矯正管区による集計

イ 自立支援相談の状況

本市における生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談の受付件数は、制度の認知と関係機関との連携が進んだことにより、年々増加しています。

相談内容は、病気や健康、障がいに関することを始め、生活費や就労に関することなどが多くを占め、様々な課題が複合化している状況にあります。

自立支援相談新規相談受付け件数



資料 厚木市福祉総務課

第2章

2 地域福祉をめぐる状況

令和元（2019）年度に実施した厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）策定のための調査結果及び厚木市障害福祉サービス利用（提供）実態調査結果から地域福祉に求められている必要な取組などについて検討しました。

【実施したアンケート調査】

調査の名称	対象
① 若年者一般調査	40 歳以上 65 歳未満で、要介護・要支援認定を受けていない市民 700 人を無作為に抽出
② 高齢者一般調査	65 歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない市民 1,000 人を無作為に抽出
③ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65 歳以上で、要介護の認定を受けていない市民 7,000 人を無作為に抽出
④ 居宅介護サービス利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和元（2019）年 7・8 月に居宅サービスを利用していた市民 1,000 人を無作為に抽出
⑤ 介護保険未利用者実態調査	要介護・要支援認定者で、令和元（2019）年 7・8 月に居宅サービスを利用していなかった市民 500 人を無作為に抽出
⑥ 介護保険指定事業者実態調査	市内の介護保険指定事業者の法人のうち、サービスを提供する 75 事業者を無作為に抽出
⑦ 障害福祉サービス利用実態調査 （障がい者、障がい児）	厚木市に住民登録のある障害福祉サービス受給者 700 人を無作為に抽出
⑧ 障害福祉サービス提供実態調査 （事業所）	市内の障害福祉サービスを提供する 151 事業所

調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

(1) 地域での支え合いの展開

本市では、これまでも、施策の一つとして「見守り・支え合いの地域づくり」に取り組んできましたが、高齢者、障がい者などを対象に「あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか」という質問に対して、居宅介護サービス利用者調査の結果では、「思わない」と回答した人の割合が「思う」と回答した人の割合を上回っています。障害福祉サービス利用実態調査でも同様の結果となっています。

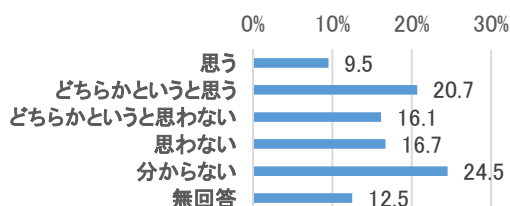
一方、若年者一般調査、高齢者一般調査及び介護予防・日常生活圏域二エズ調査の結果では、「どちらかというと思う」と回答した人の割合が高い傾向となっています。

また、「分からない」と回答した人の割合も各項目中 20%以上を占め、地域との関わりを持っていない結果となっています。

このように、福祉サービスを必要とする人と、必要としない人とでは、地域での支え合いの展開について、意識の差が生じています。

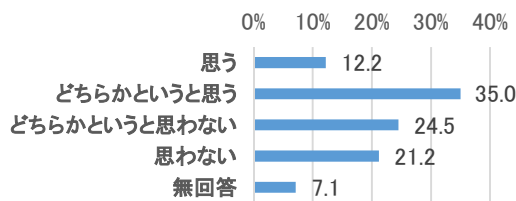
■ あなたのお住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。(回答は1つ)

回答者数: 473



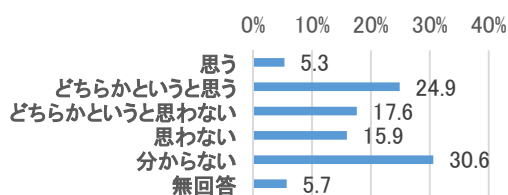
居宅介護サービス利用者実態調査

回答者数: 368



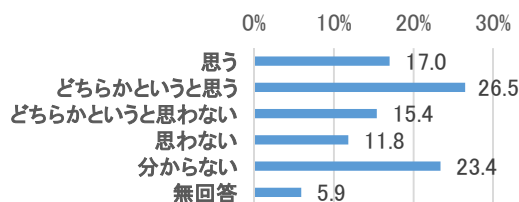
障害福祉サービス利用実態調査

回答者数: 245



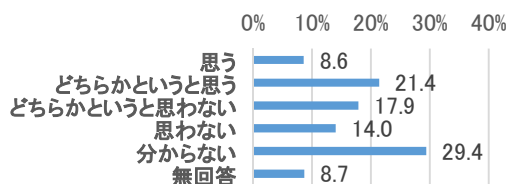
若年者一般調査

回答者数: 577



高齢者一般調査

回答者数: 4,339



介護予防・日常生活圏域二エズ調査

第2章

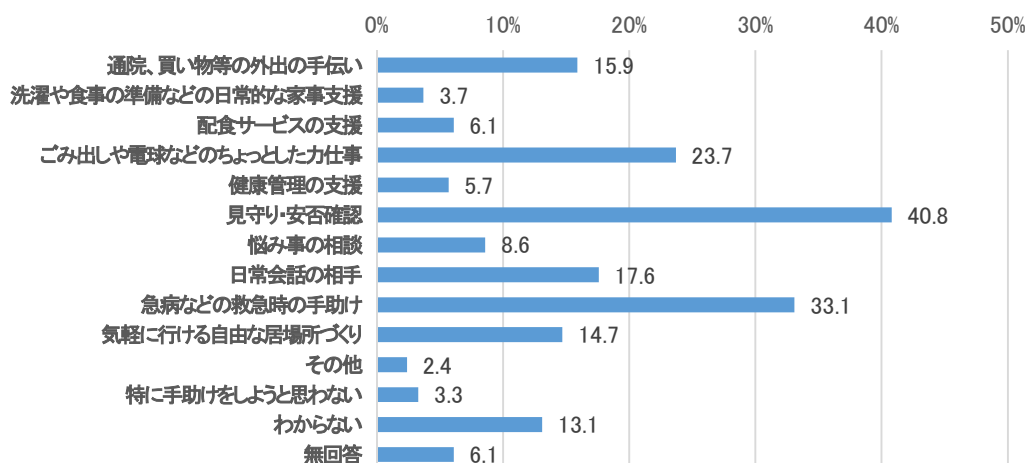
(2) 地域での支え合い活動

若年者一般調査、高齢者一般調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、「あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか」という質問に対しては、「見守り・安否確認」と回答した人の割合が最も高くなっています。

また、いずれの調査でも「急病などの緊急時の手助け」、「気軽に行ける自由な居場所づくり」、「通院、買い物等の外出の手伝い」と回答した人の割合が高くなっています。

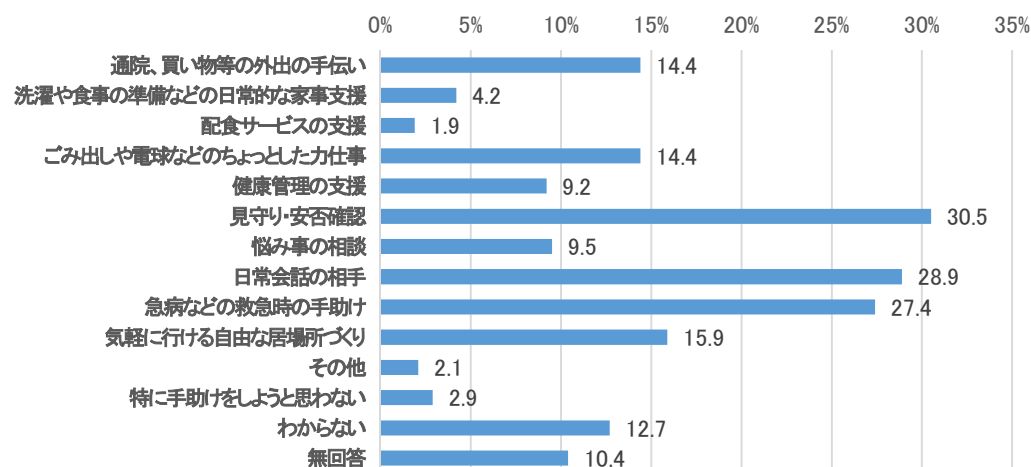
■ あなたが実施したい地域での支え合い活動は何ですか。（回答は3つまで）

回答者数：245



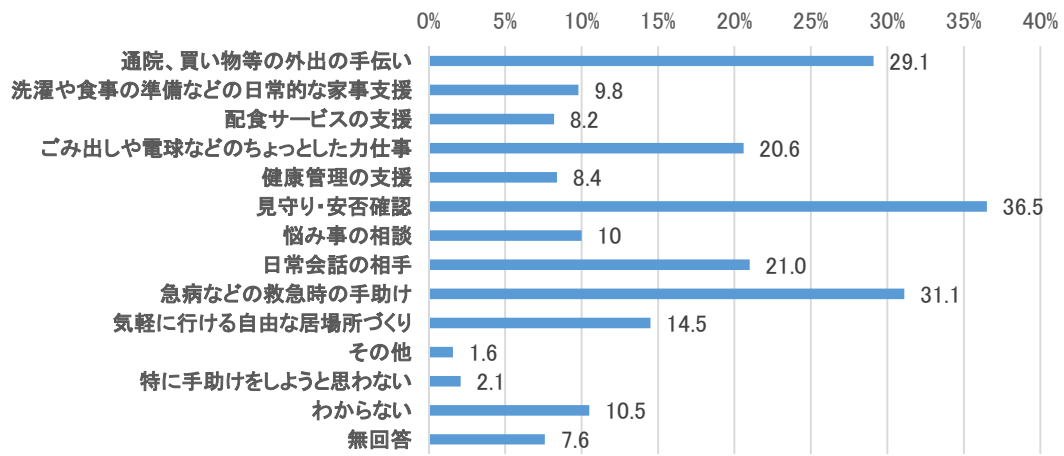
若年者一般調査

回答者数：577



高齢者一般調査

回答者数: 4,339



介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

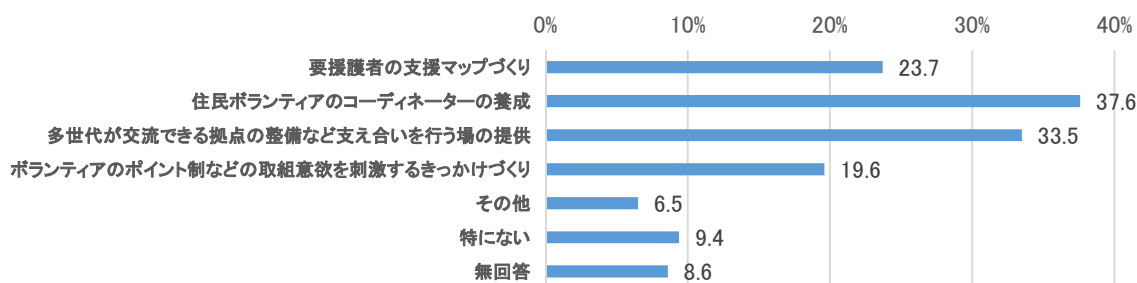
第2章

(3) 地域の支え合い機能の向上

地域の支え合い機能の向上について、若年者一般調査、高齢者一般調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、居宅介護サービス利用者実態調査及び介護保険未利用者実態調査の結果では、「地域の支え合い機能を向上させるためにどのような施策が有効だと思いますか」という質問に対して、「多世代が交流できる拠点の整備など支え合いを行う場の提供」、「住民ボランティアのコーディネーターの養成」、「要援護者の支援マップづくり」と回答した人の割合が高くなっています。

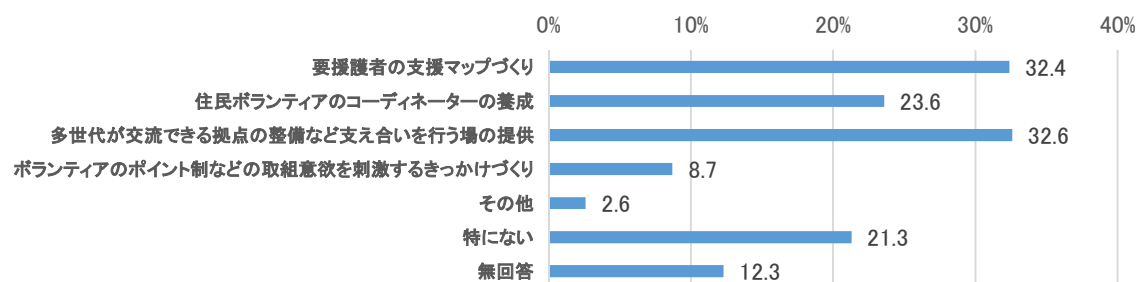
■ 地域での支え合い機能を向上させるためにはどのような施策が有効だと思いますか。

回答者数: 245



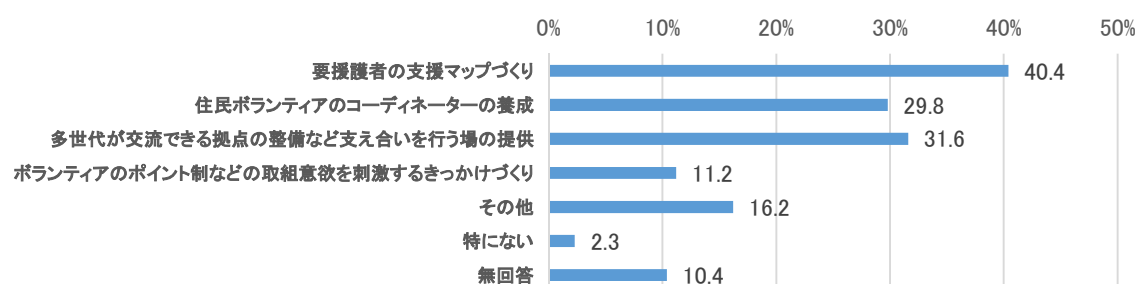
若年者一般調査

回答者数: 577



高齢者一般調査

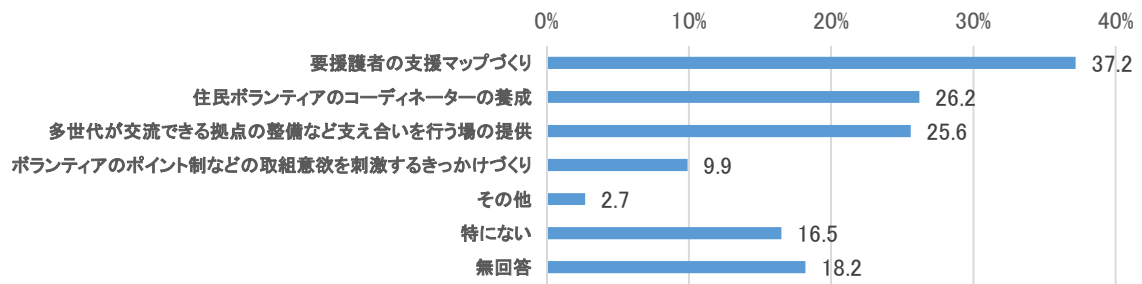
回答者数: 4,339



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

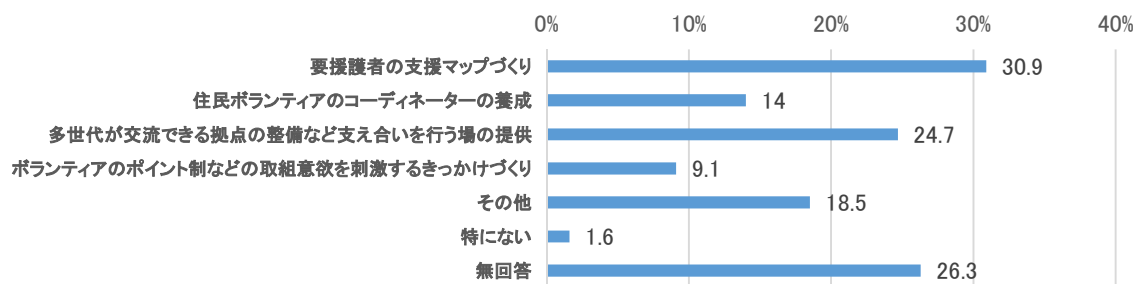
本市の状況

回答者数: 473



居宅介護サービス利用実態調査

回答者数: 243



介護保険未利用実態調査

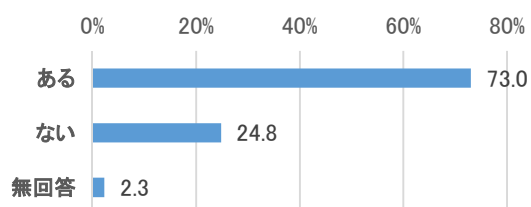
(4) 地域の人とつながりを持てる場や交流する機会

高齢者一般調査では、「地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか」という質問に対しては、「ある」と回答した人の割合が「ない」と回答した人の割合を大きく上回っているものの、27.1%の高齢者が「ない」又は「無回答」でした。

また、障害福祉サービス利用実態調査の結果を見ると、35.1%が「ない」、27.7%が「無回答」となっており、こちらも地域とのつながりが希薄であることが浮きぼりになりました。

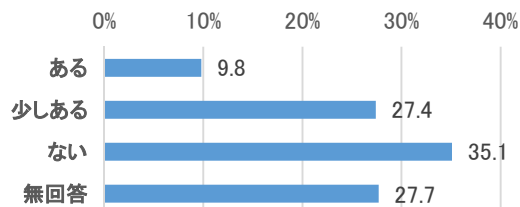
■ 地域とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。

回答者数:577



高齢者一般調査

回答者数:368

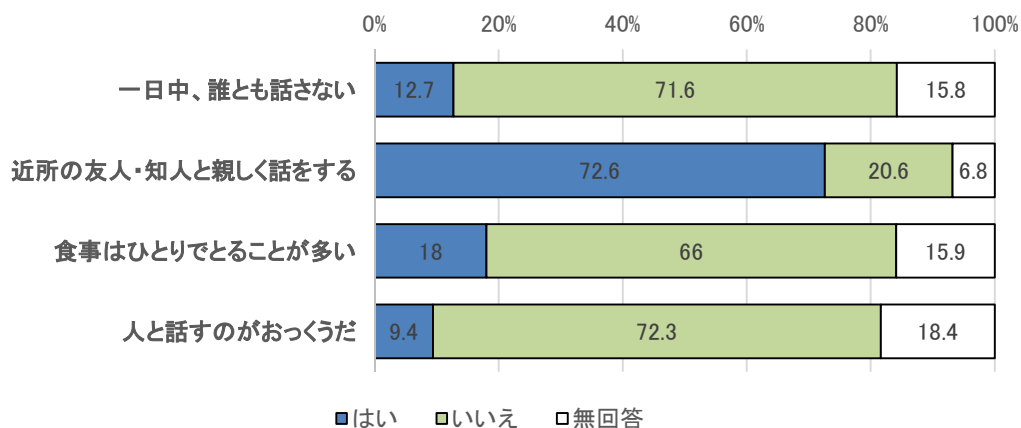


障害福祉サービス利用実態調査

また、「あなたはふだん、次のようなことがありますか」という質問に対しては、高齢者一般調査では、「近所の友人・知人と親しく話をする」と回答した人の割合が高くなっています。

一方で、「一日中、誰とも話さない」と回答した人の割合が12.7%、「人と話すのがおっくうだ」と回答した人の割合が9.4%を占めています。

回答者数:577



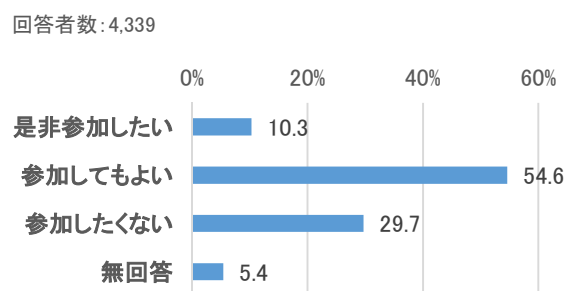
■はい ■いいえ □無回答

高齢者一般調査

(5) 地域での活動

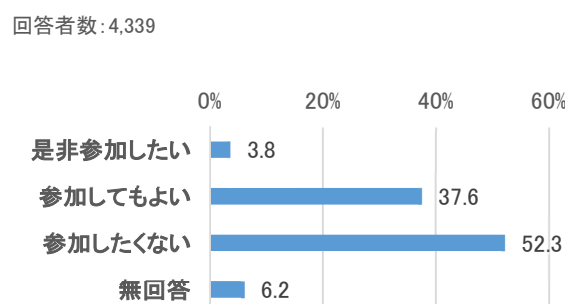
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか」という質問に対して、「参加してもよい」と回答した人の割合が高くなっていますが、「企画・運営（お世話役）」としては「参加したくない」と回答した人の割合が高くなっており、地域での活動の担い手の確保が課題であることが分かりました。

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 地域の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「ゆるやかな見守り」とは？

地域住民や民間事業者など地域の様々な方が、日々の生活や業務の中で、「いつもと違う」、「何かおかしい」と感じるものがあつたら、民生委員・児童委員や地域包活支援センター、地域福祉コーディネーターに相談するなど、地域で行う「さりげない」見守りです。

子どもから高齢者の方まで、あらゆる世代の方が、普段の生活の中で負担のない範囲で行えることが特徴です。

支援を拒んでいる方や、少し気掛かりな方など、専門機関による定期的な訪問が難しい方又はそこまで至らない方を、地域での幅広い「気付き」で、さりげなく見守ることができます。

また、日常生活を送る中で、向こう三軒両隣の住民同士でお互いに気遣い合い、見守り合う関係を築くことや、御近所同士や仲間と集い、サークル活動やボランティア活動に参加するなど、社会に関わることも、ゆるやかな見守りにつながります。

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

1 将来像

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では、核家族化の進行や一人暮らし世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯の増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

このように社会状況を取り巻く環境が変化する中、自助、互助、共助、公助を担うそれぞれの立場の人々がつながり、それぞれの役割を果たすことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての人々が関わる言葉であるという認識から、誰も排除されることなく子どもから高齢者までのあらゆる世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将 来 像

誰もが住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

2 基本理念

平成 30（2018）年に策定した地域福祉計画（第4期）では、「支える側」と「支えられる側」の役割が固定しない地域づくりが課題となっていたため、「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を基本理念に掲げ、日頃からの近所付き合いやお互いに様子を気に掛けるなど、地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進してきました。

しかし、少子高齢化の進展により、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などが増え、地域における住民のつながりが薄れることにより、社会的に孤立してしまう人が生じやすくなっています。

まずは、家族、友人、近隣との関わりを深め、地域住民との顔見知りの関係を築いていくことが重要です。そこからつながりができ、支え合いが生まれてきます。

これからは、支える側と支えられる側の役割が固定されることのない、互いに協力し合う関係づくりが求められています。

こうした点を踏まえ、本計画では、「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を基本理念とします。

基 本 理 念

見守り、つながり、支え合い、
一人一人が尊重される地域づくり

3 基本目標

地域包括ケア社会の実現を確実なものとするためには、地域住民が主体となり、自ら解決に導く体制づくりを支援することはもちろん、互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが必要です。

また、行政が主体となり、地域における複雑化・複合化した解決が困難な課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進することが求められています。

そこで、基本理念として掲げた「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」を具現化するため、次の二つの基本目標を設定します。

基本目標	
基本目標 1	
きずな 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち	  
基本目標 2	
互いに認め合い、一人一人が尊重され、 地域で安心して暮らせるまち	     

4 計画の体系

将来像

基本理念

基本目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

見守り、つながり、
支え合い、一人一人が
尊重される地域づくり

基本目標1

住民の絆が深まり、
地域で支え合う
共生のまち



基本目標2

互いに認め合い、
一人一人が尊重され、
地域で安心して
暮らせるまち



施策の方向	達成された姿 (目指す姿)
1 見守り活動の充実	住民同士が、日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通して、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができています。
2 地域における居場所づくり	地域の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっています。
3 地域で支え合う人づくり	「支え手」と「受け手」が固定されない、誰もが役割がある地域づくりが展開されている。
4 老いること・障がいがあること等に対する理解の促進	老いること、認知症であること、障がいがあることに対する理解が深まり、お互いを尊重し合える関係ができています。
5 権利擁護の推進	全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができる。
6 社会参加できる地域づくり 再犯防止推進計画	関係機関が相互に連携・協力して支援することにより、一人にさせない地域づくりができ、安心・安全・快適に暮らすことができます。
7 包括的な相談支援体制の充実	医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、安心・安全・快適に生活できる包括的な相談支援体制が整っている。

「新しい生活様式」とは？

新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、3密を避けるなどの「新しい生活様式」に移行していく必要があります。

通いの場に参加する場合も、一人ひとりの基本的な感染対策が、重要です。次のことに心がけて通いの場に参加しましょう。

～ 感染拡大を防ぐために ～

3密（密閉、密集、密接）を避け、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いを心がけましょう。

～ 通いの場に参加するためのポイント ～

- 毎日、**体温を計測**し、体調を確認しましょう。
- 体調の悪いときは**休み**ましょう。
- 症状がなくても**マスクを着用**しましょう。
- こまめに、水と石けんで丁寧な手洗いを心がけましょう。
- **1時間に2回以上の換気**をしましょう。
- お互いの距離は、
互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上空けましょう。
- 会話をする際は、**正面に立たない**ように気をつけましょう。

～ 飲食を伴う活動をする場合 ～

- 座席の配置は、**横並びで座るなどの工夫**を行い、距離をとるように調整しましょう。
- **料理は個別に配膳**し、**茶菓は個別包装**されたものを用意しましょう。
- 食器やコップ、箸などは、**使い捨て**にしたり、洗剤でしっかりと洗いましょう。

～ 体操など身体を動かす場合 ～

- マスクを着けて運動をする場合は、**無理せず早めに休憩**を取りましょう。
- **こまめに水分補給や室温を調整**しましょう。

参考 厚生労働省リーフレット「通いの場に参加するための留意点」

第4章 施策の展開

- 1 見守り活動の充実
- 2 地域における居場所づくり
- 3 地域で支え合う人づくり
- 4 老いること・障がいがあること等に対する
理解の促進
- 5 権利擁護の推進
- 6 社会参加できる地域づくり【再犯防止推進計画】
- 7 包括的な相談支援体制の充実

第4章

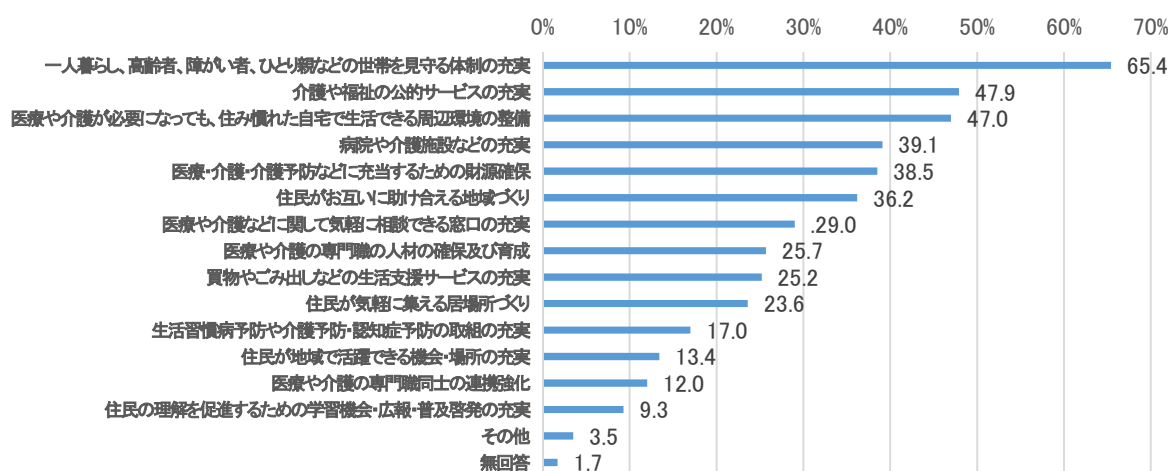
基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 1 見守り活動の充実

現状と課題

- 市民意識調査では、地域包括ケア社会の実現に向けて必要と思われる取組について、「一人暮らし、高齢者、障がい者、ひとり親などの世帯を見守る体制の充実」が必要な取組であると回答した人の割合が最も高い結果になっています。
- 地域で暮らす全ての人々が、それぞれの立場を超えて見守りの主体となることが期待されます。
- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会（地域包括ケア社会）の実現について、どのような取組が必要であると思いますか。

回答者数：1,467



令和元年度市民意識調査

取組方針

- 子どもから高齢者まで声を掛け合い、日頃からの近所付き合いやお互いに様子を気に掛けるなど、地域住民のちょっとした変化にも気付くことができる、地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進します。
- 地域住民による取組のほか、民間事業者との地域見守り協定を締結するなど、見守り体制の重層化を図ります。

達成された姿

住民同士が、日頃からのあいさつや何か気になることがあった時の声掛けなどを通じて、お互いにゆるやかな見守りをする関係ができています。

地域コミュニティ活動が活性化し、様々な立場の人々が、支える側、支えられる側と固定されることなく、見守り、つながり、支え合う地域づくりを進める中で、誰一人として社会から孤立することなく、安心して生活することができています。

主な取組

1 地域住民による見守り活動の充実

- 子どもから高齢者まで、近所での声掛けや、いつもと違うことがないかお互いに様子を気に掛けることから始める、日頃から適度な距離感を持った、地域住民によるゆるやかな見守り活動の実施
- 日常生活で異常が感じられた際に、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などに速やかに連絡できる相談窓口の周知
- 日頃からの顔なじみの関係を築き、災害発生時の避難行動に支援を必要とする人に対する近所同士の助け合いによる支援活動の実施

2 民間事業者との地域見守り協定の締結

- 配達業者や検針などを行う民間事業者が、玄関などに新聞や郵便物が溜まっている世帯などの日常生活の異変を行政に通報し、適切な対応につなげる地域見守り協定の締結
- 協定締結事業者からの通報に対する関係機関との連携による迅速な対応

主な指標

指標 \ 年度	前回事	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合	34.8%	36.2%	40.0%	50.0%
地域見守り協定締結事業者数	61団体	65団体	73団体	75団体

第4章

基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

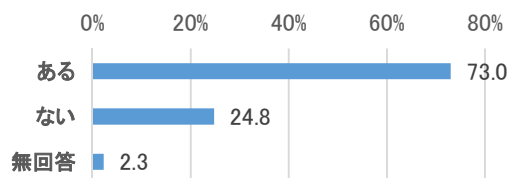
施策の方向 2 地域における居場所づくり

現状と課題

- 市内 15 地区では、地域福祉推進委員会を中心としたミニデイサービス、世代間交流事業、子育て支援事業などの地域における居場所づくりが活発に行われています。
- 「地域の人とのつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか」という同じ質問を複数のアンケート調査で行ったところ「ある」と回答した人の割合は、高齢者に比べて、障害福祉サービスを受けている人が低くなっています。
- いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域の人とつながりを持ち、誰もが身近に顔を出せる場所があることが必要です。

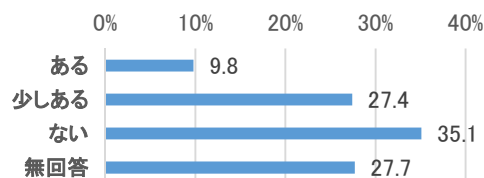
■ 地域の人とつながりを持てる場や、交流をする機会がありますか。

回答者数: 577



高齢者一般調査

回答者数: 368



障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 自治会館や老人憩の家などの身近な場所を活用し、子どもから高齢者までの誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所づくりに取り組みます。
- 地域において誰もが活躍できる場や機会の創出など、社会参加や生きがいつくりにつながる取組を推進します。

達成された姿

地域の誰もが気軽に立ち寄れる憩いの場所があり、世間話やおしゃべりをしながら楽しい時間を過ごすことで、地域とのつながりが強まり、絆が深まっている。

気軽に立ち寄り、憩える場があることで、地域の絆やコミュニティが形成され、誰もが笑顔で生きがいに満ちた生活を送ることができています。

主な取組

1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援

- 地域住民にとって身近な居場所の周知
- 地域住民が日常的に集える居場所づくりの支援
- 「新しい生活様式」を取り入れた居場所づくりの支援

2 地域住民が集える通いの場の開催

- ミニデイサービスの開催
- サロンや茶話会などの開催
- 障がいがある人でも気軽に参加しやすい通いの場の開催

3 誰もが活躍できる場や機会の創出

- 生きがいや社会参加につながるサークル活動などの充実
- 得意分野をいかした地域での活動の場や機会の創出

主な指標

指標	年度	前回事	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合		43.8%	41.1%	45.0%	50.0%

第4章

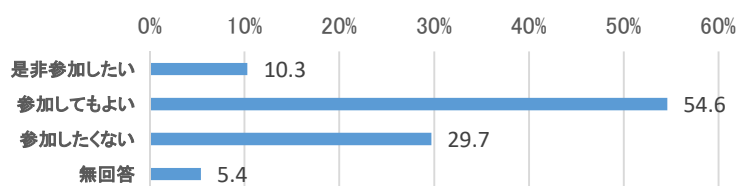
基本目標 1 住民の絆が深まり、地域で支え合う共生のまち

施策の方向 3 地域で支え合う人づくり

現状と課題

- 地域での日頃からの助け合いや支え合いの活動は、地域で暮らす全ての人々により進めることが重要ですが、担い手が一部の地域住民に偏ってしまい、その人々への負担増加が懸念されます。
- 日頃から地域の中で顔の見える関係を作り、誰もが自分のできる範囲内で参加、協力し合える環境づくりをすることが求められています。
- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

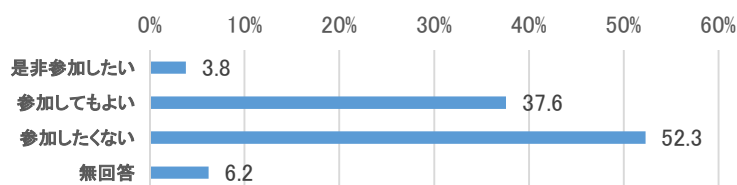
回答者数: 4,339



介護予防・日常生活圏域二エズ調査

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

回答者数: 4,339



介護予防・日常生活圏域二エズ調査

取組方針

- 身近な地域の中で、人とのつながりを作り、日常生活での困りごとに気づき、手を差し伸べることができる人を増やします。
- 地域福祉活動に携わってみたい人、携わっている人を支援します。

達成された姿

「支え手」と「受け手」が固定されない、誰もが役割がある地域づくりが展開されている。

身近な地域における住民同士の関係から全ての人々がつながり「支え手」と「受け手」が分かれることのない、互いに協力し合える社会が実現しています。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援

- 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り、支える認知症サポーターの養成
- 地域において子育てに関するアドバイスをするボランティア、子育てアドバイザーの養成
- 地域福祉に携わる民生委員・児童委員活動の負担軽減などの環境づくり

2 地域で支え合う仕組みづくりの支援

- 地域住民ができる範囲で支援を行うボランティア活動の推進
- 地域における介護予防・生活支援サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する「生活支援コーディネーター」体制の充実
- 認知症に関する相談のほか、介護・福祉などの総合相談窓口として何でも相談できる地域包括支援センターの充実強化
- 障がい者の多様なニーズに対応するため、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの充実強化

主な指標

年度 指標	前回事	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域での支え合い活動について、 見守りを実施したいと思う人の割合	37.7%	36.0%	50.0%	70.0%
ボランティアセンターにおける 登録団体加入者数	5,039人	4,600人	4,900人	6,000人

第4章

基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

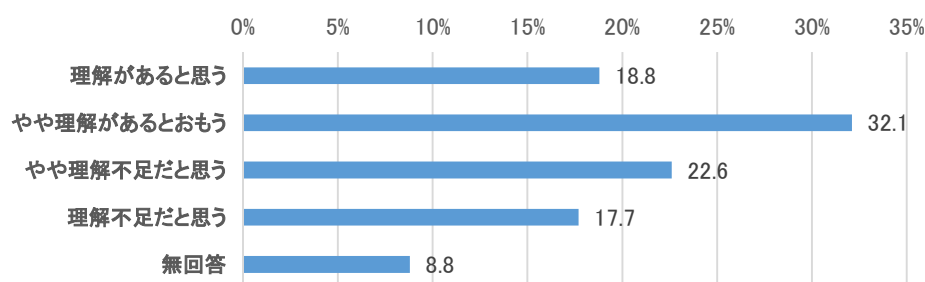
施策の方向 4 老いること・障がいがある こと等に対する理解の促進

現状と課題

- 高齢者も障がい者も、地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会を実現するため、地域住民一人一人が老いることや障がいがあることへの理解を深めることが重要です。
- 障害福祉サービス利用実態調査では、地域の障がい者に対する理解について、「理解があると思う」又は「やや理解があると思う」と回答した障がい者の割合が、50.9%と平成 28（2016）年度の前回調査から 7.6%上昇しています。

■ 地域の方は障がい者に対する理解があると思いますか。

回答者数：368



障害福祉サービス利用実態調査

取組方針

- 老いること、障がいがあること等を理由とする差別の解消について、地域住民の関心と理解を深めるため、様々な機会を通じて啓発を行います。
- お互いを理解し、助け合いの心を育むために、幼少期から全ての年代が交流する機会を設けます。

達成された姿

老いること、認知症であること、障がいがあることに対する理解が深まり、お互いを尊重し合える関係ができています。

自分や相手を受け入れ、誤解や偏見のない、お互いを認め合う関係づくりを通じて、誰もがお互いを尊重し、支え合う社会が実現しています。

主な取組

1 理解を広めるための普及活動の実施

- 認知症の症状とその対処法・支援体制などの情報をまとめた「認知症ケアパス」などの配布
- 障がいを理解するためのガイドブック、障がい者が困ったときに、周囲に理解や支援を求めるために提示する「ヘルプカード」などの配布
- 「^み看取り」に対する理解を広めるための講演会などの開催

2 理解を深めるための啓発活動の実施

- 車椅子や加齢に伴う身体機能の低下を体験することができる福祉体験教室の実施
- 認知症サポーターの養成
- 認知症サポーターが地域で活躍できる仕組み（チームオレンジ）づくり
- 認知症についての市民普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施
- 高齢者保健福祉施設や障がい者支援施設などでの地域交流事業の実施
- 地域における世代間交流事業の実施
- インクルーシブ教育の推進

主な指標

指標 \ 年度	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合		43.3%	50.9%	55.0%	60.0%
認知症普及交流イベント(オレンジフェスタ)の参加人数		—	150人	250人	350人

第4章

基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、 地域で安心して暮らせるまち

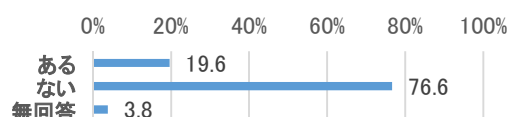
施策の方向 5 権利擁護の推進

現状と課題

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待の防止や高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。
- 本市が行った市民意識調査では、76.6%の人が、自分の人権が侵害されたことがないと回答していますが、人権問題や差別について、高齢者、障がいのある人、子どもなどに対する問題に関心が高くなっています。

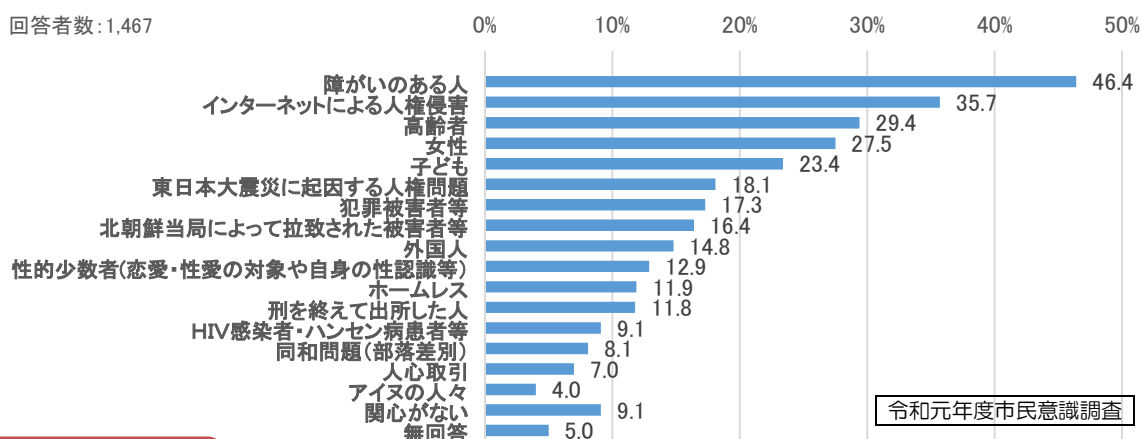
■ 自分の人権が侵害されたと感じたことはありますか。

回答者数: 1,467



■ どのような人権問題や差別に対して、関心がありますか。

回答者数: 1,467



取組方針

- 高齢者などの虐待の未然防止に向けて取組を行うとともに、虐待の通報や相談があった場合には、関係機関と連携し、速やかな対応に努めます。
- 高齢者や障がい者の意思決定を尊重し、基本的な人権や財産を守るために、成年後見制度の普及啓発を推進します。
- 地域において、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見、早期支援に向けて地域連携ネットワークを構築します。

達成された姿

全ての人々の人権が尊重され、自分らしい暮らしをすることができている。

判断能力が不十分な人を支援する体制が整い、安心して地域で暮らすことができています。

主な取組

1 権利擁護に関する相談窓口の充実

- 成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターの機能充実
- 権利擁護支援センター、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの連携強化

2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止

- 高齢者、障がい者虐待防止ネットワークの推進
- 児童相談所との連携強化
- 虐待防止へ向けた啓発活動の充実

3 成年後見制度の理解促進

- 地域住民への周知啓発
- 市民後見人の育成・支援
- 法人後見受任体制の構築

主な指標

指標	年度	前回事	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
権利擁護支援センターの相談受付件数		104件	89件	700件	800件
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合		—	19.6%	17.0%	15.0%

第4章

基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、
地域で安心して暮らせるまち

施策の方向 6 社会参加できる地域づくり 【再犯防止推進計画】

現状と課題

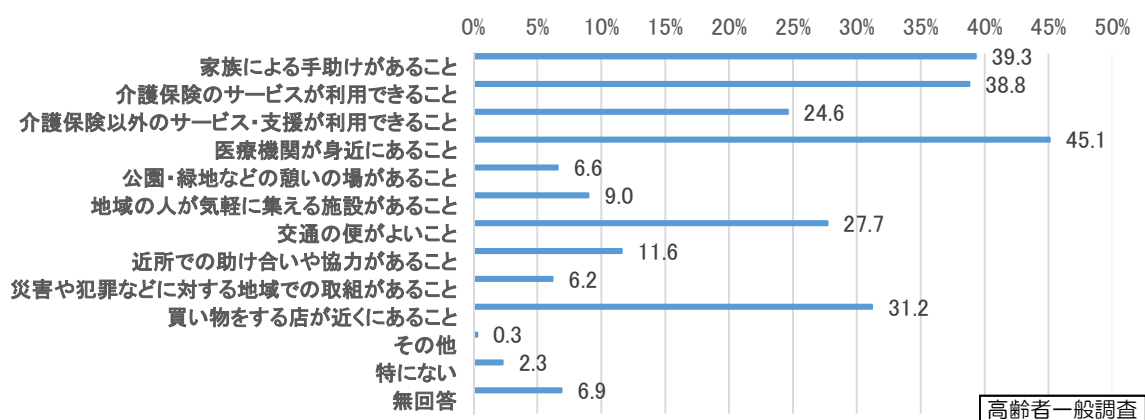
○ これまでの福祉制度は、高齢者や障がい者、子どもなどを対象として、個別の分野ごとに展開されてきましたが、近年は、経済的な問題や社会的な孤立、日常生活に関する問題などが複合的に絡み合い、生活に困窮しているケースが多く見受けられます。

こうした課題を抱えている人に対しては、これまでの福祉サービスを活用しながら、地域のつながりや支え合いの中で、支援につなげることが求められています。

○ 地域包括ケア社会の実現のためには、地域社会とのつながりが実感できるとともに、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりと様々な障壁を取り除いた安心・安全で快適な生活環境を整備することが求められています。

■ 高齢期に希望する場所で暮らすために必要なことは何ですか。

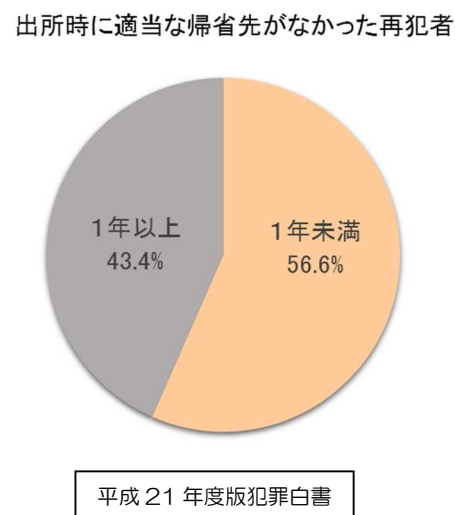
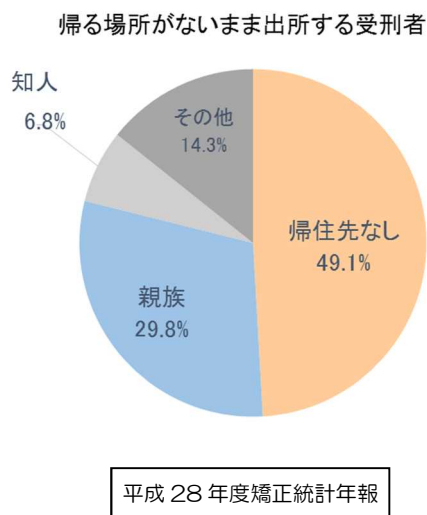
回答者数: 577



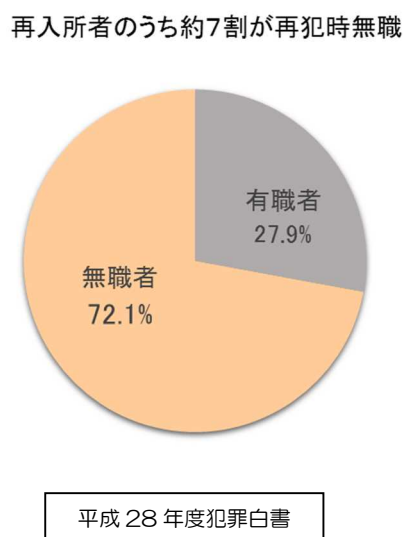
施策の方向6 一人にさせない社会参加できる地域づくり【再犯防止推進計画】

- 法務省「令和元年度版再犯防止推進白書」によると、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、高齢者が全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割が出所後6か月未満という短い期間で再犯に至っています。また、知的障がいがある人についても、再犯に至るまでの期間が短いと指摘されています。
- 平成28（2016）年の法務省「矯正統計年報」では、帰る場所がないまま出所する受刑者が約4,700人で全体の49.1%となっており、出所時に適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約6割が1年未満で再犯に及んでいます。
- 刑務所への再入所者のうち、約7割が再犯時は無職で、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっています。

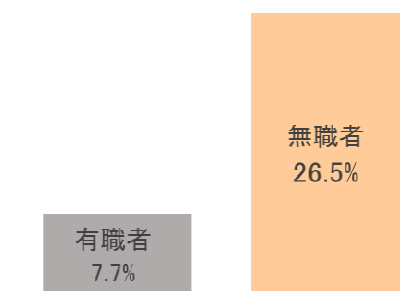
■ 住居と再犯の関係



■ 仕事と再犯の関係



仕事のない人の再犯率は
仕事のある人の約3倍



平成23年から27年までに保護統計年報の累計

第4章

取組方針

- 複合的な課題を解決するため、支援が必要な人の生活、就労、教育などの様々な側面から、関係機関と連携し、きめ細かな伴走型の支援に努めます。
- バリアフリーの推進や交通手段の整備などにより、快適な生活環境と豊かな生活空間を備えたまちづくりを進めます。
- 保護司を始めとした民間協力者、関係機関などと連携しながら、再犯防止対策に取り組み、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進します。

達成された姿

関係機関が相互に連携・協働して支援することにより、一人にさせない地域づくりができ、安心・安全・快適に暮らすことができています。

誰もが地域社会とのつながりを実感し、社会参加をしながら自分らしく生活することができています。

主な取組

1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人への支援

- 自立に向けた相談支援事業の実施
- ニーズに合った就労準備支援事業の実施
- 住宅確保が困難な人への居住支援の実施
- 生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援事業の実施と教育委員会との連携

2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備

- 公園、公共交通、歩道などのバリアフリーの促進
- 交通手段の利便性向上
- スーパー、コンビニ、診療所などの生活利便施設の誘導
- 買い物支援の充実

3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組

- 様々な課題を抱えた支援を必要とする高齢者や障がい者などに対する適切な福祉・保健医療サービスの提供
- 保護司などの民間協力者や関係機関と連携した、犯罪や非行の未然防止のための広報啓発活動の実施
- 地域住民が一丸となった社会を明るくする運動の実施
- 体感治安不安感の改善に向けた市民協働によるセーフコミュニティ活動の実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
自立支援相談事業の新規相談件数	250 件	332 件	360 件	400 件
高齢者施策に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合	33.3%	36.6%	33.0%	32.0%
厚木警察署管内の再犯者率	—	52.2% (2018 年)	46.0%	42.0%

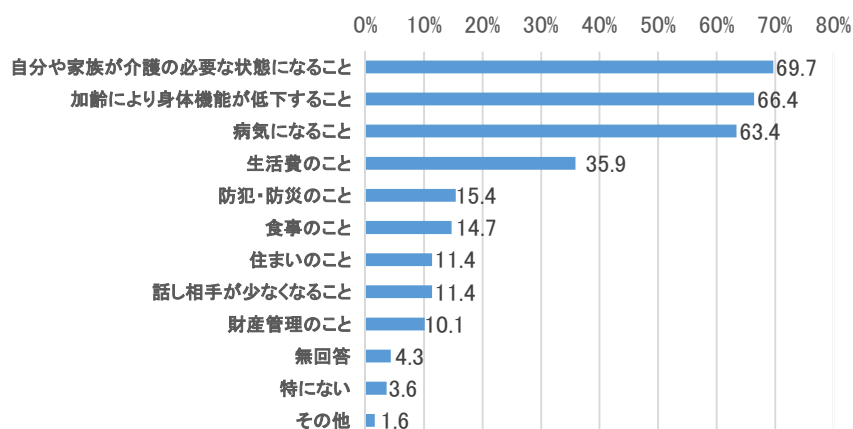
基本目標 2 互いに認め合い、一人一人が尊重され、 地域で安心して暮らせるまち

施策の方向 7 包括的な相談支援体制の充実

現状と課題

- 地域包括支援センターにおける総合相談件数は年々増加し、医療・介護・福祉などの異業種間の連携も進んでいますが、少子高齢化の進展や 8050 問題、ダブルケアなどの課題が複雑化・複合化し、解決困難なケースや制度の狭間から生じる課題が増えています。
- 可能な限り在宅で暮らし続けるためには、地域社会とのつながりが実感できるとともに、地域住民による相互の取組のほか、医療・介護・福祉の専門職などの多様な機関の連携によって地域全体で支える仕組みを構築することが必要です。
- 将来について何か不安はありますか。

回答者数:577



高齢者一般調査

取組方針

- 既存の福祉サービスの活用だけでなく、制度の狭間で困っている人を地域の関係者と連携を図りながら適した支援へつなげます。
- 地域住民の誰もがその人の状況にあった支援が受けられる包括的な支援体制を構築します。
- 支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう地域全体で支援するネットワークを構築します。

達成された姿

医療・介護・福祉などの関係機関や地域につながる支援ネットワークがあり、安心・安全・快適に生活できる包括的な相談支援体制が整っている。

様々な課題を抱え、支援が必要な人を受け止める包括的な支援体制が整い、その人のニーズに応じた適切な支援を継続して受けることができます。

主な取組

1 課題解決に向けた相談支援体制づくり

- 民生委員・児童委員等による地域の福祉ニーズの把握と福祉サービスなどにつながる活動の活性化
- 地域包括支援センターや障がい者相談支援センターによる総合的な相談支援の充実
- 地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の整備
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築
- 顔の見える関係づくりを進める研修会の開催

2 多職種（医療・介護・福祉）の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進

- 在宅医療・介護・福祉・生活支援に携わる人材の育成・確保
- 在宅や施設での看取りの推進

主な指標

指標	年度	前回事	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域包括支援センターにおける総合相談件数		32,104件	42,307件	43,500件	44,000件
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所（介護施設）に就労した人数		9人	20人	36人	44人

第5章 指標

施策の進捗を測る指標

施策の進捗を測る指標

本計画で位置付けた七つの施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

なお、㊥印のある指標名は、第4章 施策の展開に掲載した主な指標の再掲です。

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向1 見守り活動の充実				
取組1 地域住民による見守り活動の充実				
地域での支え合いが展開されていると思う人の割合 ㊥	36.2%	—	—	40.0%
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	57.3%	60.0%	62.5%	65.0%
取組2 民間事業者との地域見守り協定の締結				
地域見守り協定締結事業者数 ㊥	65 団体	67 団体	70 団体	73 団体
施策の方向2 地域における居場所づくり				
取組1 地域住民が主体となった居場所づくりの支援				
地域住民が主体となった居場所の箇所数	230 箇所	235 箇所	240 箇所	245 箇所
取組2 地域住民が集える通いの場の開催				
地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会があると思う人の割合 ㊥	41.1%	—	—	45.0%
各地区の地域福祉推進委員会が実施する各種事業の開催数	2,093 回	2,100 回	2,200 回	2,300 回
取組3 誰もが活躍できる場や機会の創出				
老人保養施設等利用助成券の利用件数	22,266 件	29,960 件	30,210 件	30,540 件
老人憩いの家の利用者数	132,460 人	144,000 人	145,000 人	146,000 人

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年	R5 (2023)年
施策の方向3 地域で支え合う人づくり				
取組1 ゆるやかな見守り活動や居場所づくりに携わる人の支援				
地域での支え合い活動について、見守りを実施したいと思う人の割合 ㊥	36.0%	—	—	50.0%
子育てアドバイザー登録者数	370人	300人	300人	300人
取組2 地域で支え合う仕組みづくりの支援				
地域ボランティア養成講座の開催地区	4地区	3地区	4地区	4地区
ボランティアセンターにおける登録団体加入者数 ㊥	4,600人	4,700人	4,800人	4,900人
シルバー人材センター会員数	1,060人	1,180人	1,200人	1,220人
施策の方向4 老いること・障がいがあること等に対する理解の促進				
取組1 理解を広めるための普及活動の実施				
地域の障がい者に対する理解があると思う人の割合 ㊥	50.9%	—	—	55.0%
ヘルプカードや啓発チラシの配布枚数	3,664枚	4,000枚	4,000枚	4,000枚
差別解消に関する研修会参加者数	100人	100人	100人	100人
取組2 理解を深めるための啓発活動の実施				
認知症サポーター数	15,404人	16,000人	16,500人	17,500人
地域版チームオレンジの結成数	—	2チーム	3チーム	4チーム
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の参加人数 ㊥	—	150人	200人	250人
施策の方向5 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談窓口の充実				
権利擁護支援センターの相談受付件数 ㊥	89件	600件	660件	700件
取組2 高齢者、障がい者、子どもなどの虐待防止				
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合 ㊥	19.6%	—	—	17.0%
子どもの虐待防止のための周知啓発事業	—	2回	2回	2回
取組3 成年後見制度の理解促進				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	1法人	2法人	3法人	5法人

進捗管理項目	現状値	計画目標値		
	R元 (2019)年度	R3 (2021)年度	R4 (2022)年度	R5 (2023)年度
施策の方向6 社会参加できる地域づくり				
取組1 様々な課題を抱えた支援を必要とする人の自立支援				
自立相談支援事業の新規相談件数㊥	332件	340件	350件	360件
就労準備支援事業の利用者数	9件	310件	330件	360件
生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の参加者数	15人	20人	25人	30人
取組2 住み慣れた地域で暮らすための安心・安全・快適な生活環境の整備				
高齢者施策に関して、交通手段の整備を望む高齢者の割合 ㊥	36.6%	—	—	33.0%
取組3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組				
厚木警察署管内の再犯者率 ㊥	52.2% (2018年)	50.0%	48.0%	46.0%
社会を明るくする運動の参加者数	764人	850人	900人	950人
施策の方向7 包括的な相談支援体制の充実				
取組1 課題解決に向けた相談支援体制づくり				
地域包括支援センターにおける総合相談件数 ㊥	42,307件	42,500件	43,000件	43,500件
地域福祉コーディネーターの活動件数	1,752件	2,100件	2,300件	2,500件
地域ケア会議の開催数	44回	20回	30回	40回
多職種研修の参加人数	578人	400人	400人	400人
取組2 多職種(医療・介護・福祉)の連携強化を始め、様々な業種の協働の推進				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設)に就労した人数 ㊥	20人	28人	32人	36人
在宅(自宅、老人ホーム)での看取り率	24.4% (2016年)	25.5%	26.0%	26.5%

第6章 地区別計画

- 1 厚木北地区
- 2 厚木南地区
- 3 依知北地区
- 4 依知南地区
- 5 睦合北地区
- 6 睦合南地区
- 7 睦合西地区
- 8 荻野地区
- 9 小鮎地区
- 10 南毛利地区
- 11 南毛利南地区
- 12 玉川地区
- 13 森の里地区
- 14 相川地区
- 15 緑ヶ丘地区

地区別計画

1 厚木北地区

現状と課題

- マンションの建設による子育て世代等の増加があり、高齢化率は低いものの、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者などが増加傾向にあり、日常生活、介護及び子育てなどへの不安解消に取り組む必要があります。
- 近隣住民とのつながりが希薄傾向にある高齢者及び子育て世帯が、増加しており、災害時の対応を含め、日頃から見守り活動及び居場所づくりが求められています。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	厚木北地区	区分	市	厚木北地区
人口	223,585 人	22,959 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	589 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	2,770 人	療育手帳所持者	1,957 人	149 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	15,537 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	242 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	4,652 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	2,243 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	20.26%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	9.76%
要支援(1・2)	1,963 人	182 人	要介護(1～5)	6,267 人	582 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	265 人			

取組方針

- あいさつや声掛けなど住民相互の身近な交流を通じた、見守り活動を推進します。
- 高齢者及び子育て世帯が、気軽に集える場を作り、不安解消を図ります。

主な取組

1 見守り活動の充実

- ひとり暮らし高齢者の安否確認事業として、敬老会及び会食会等の実施
- 世代間交流給食会の実施

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「ふれあいとおしゃべりの部屋」の開催
- ミニデイサービスの実施

3 地域で支え合う人づくり

- 昔あそび教室等の世代間交流事業の実施
- 地域福祉に関する研修会の開催及び広報紙による活動の周知
- ボランティア団体の支援及び育成

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数	407 人	352 人	350 人	370 人
子育てサロン「ふれあいとおしゃべりの部屋」参加者数	286 人	130 人	180 人	200 人

地区別計画

2 厚木南地区

現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進展により、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、買い物等の日常生活や健康などへの不安が高まっていることから、それらの不安解消を図るための方策が求められています。
- 集合住宅や単身世帯の増加等により地域住民相互の結びつきが弱まりつつあることから、高齢者等の地域での居場所づくりはもとより、サービス供給側である地域福祉の担い手の確保など地域ぐるみでの取組の重要性が増大しています。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	厚木南地区	区分	市	厚木南地区
人口	223,585 人	11,960 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	306 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	1,108 人	療育手帳所持者	1,957 人	67 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	7,831 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	132 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	3,021 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	1,601 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	25.25%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	13.38%
要支援(1・2)	1,963 人	129 人	要介護(1～5)	6,267 人	373 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	153 人			

取組方針

- 会食会やミニデイサービスなどを通じて、高齢者の地域福祉活動への参加を促進することにより、地域とのつながりや見守りのネットワーク体制の強化を図ります。
- 子育てサロン事業を通じて、将来の地域の担い手の確保に資するため、地域ぐるみで子育て支援を図ります。

主な取組

1 見守り活動の充実

- ミニデイサービスの実施
- 宅配サービスの実施
- ひとり暮らしの高齢者への年賀状の発送

2 地域における居場所づくり

- 世代間交流給食会の実施
- 会食会の実施
- 敬老事業の実施

3 地域で支え合う人づくり

- 子育てサロン「ささえちゃん」の実施
- 視察研修や広報紙「ほほえみ」の発行による地域福祉の担い手の育成
- 福祉バザーの実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数	1,672 人	1,490 人	1,500 人	1,550 人
会食会・世代間交流給食会の参加者数	230 人	210 人	200 人	220 人

地区別計画

3 依知北地区

現状と課題

- 高齢化率は市の平均と同等の割合であるが、外国籍の居住者は増加しており、民生委員・児童委員や地区市民センターなどに相談される事例は多岐にわたっています。
- 家族や御近所との関係が希薄になっていく中、高齢者の孤立は地域の大きな課題となっています。その防止には地域での見守りや人とのつながり、助け合いを充実させる必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	依知北地区	区分	市	依知北地区
人口	223,585 人	18,201 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	499 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	2,115 人	療育手帳所持者	1,957 人	161 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	11,329 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	127 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	4,757 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	2,033 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	26.13%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	11.16%
要支援(1・2)	1,963 人	144 人	要介護(1～5)	6,267 人	491 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	182 人			

取組方針

- 地区規模の事業や自治会単位によるミニデイサービスなどを通じて、地域に住む高齢者の見守りに努めます。
- ふれあい給食会や子育てサロンなどの事業を通じて、地域全体で子育てを支援できるよう目指します。
- 地域内における福祉ボランティア団体等による小規模のサロン活動を積極的に支援し、地域における見守りの関係づくりを促進します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 敬老会等の地区規模での事業の実施
- 敬老祝品の配布による訪問の高齢者見守り事業の実施

2 地域における居場所づくり

- 自治会単位でのミニデイサービスの実施
- 毎月の子育てサロン「愛・あい」の実施

3 地域で支え合う人づくり

- 福祉ボランティア団体による支え合い活動の実施
- 地域でのボランティア育成を図り、育成事業を実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数	582 人	681 人	350 人	550 人
福祉ボランティア団体の支え合い活動の参加者数	3,860 人	5,227 人	3,500 人	5,000 人

4 依知南地区

現状と課題

- 高齢化が進み日常生活への不安を抱く方や、要支援・要介護など介護を必要とされる方への不安解消に取り組む必要がある。
- 高齢者人口が増加傾向にあり、見守りや居場所づくりなどを充実する必要がある。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	依知南地区	区分	市	依知南地区
人口	223,585 人	13,131 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	344 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	1,674 人	療育手帳所持者	1,957 人	97 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	8,215 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	129 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	3,242 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	1,462 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	24.68%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	11.13%
要支援(1・2)	1,963 人	80 人	要介護(1～5)	6,267 人	329 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	147 人			

取組方針

- 共に支え合う地域社会を築くために、住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を推進する。
- 世代を越えて交流できる場の充実を図る。
- 自治会単位のミニデイサービスや地区の敬老会を開催し、地域のつながりと高齢者の見守りに努める。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 広報紙「みなみの風」を発行し、地域福祉活動に関する情報提供
- 高齢者見守り事業（祝品の配布）の実施
- 地区の高齢者を招き「敬老会」を公民館で実施

※ 敬老会等の事業の周知の際に見守りを行う。

2 地域における居場所づくり

- ミニデイサービスの開催
- 世代間交流給食会の開催
- 子育てサロン「えっちゃん」の開催

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉推進委員会委員研修会の実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数	108人	178人	200人	220人
子育てサロン「えっちゃん」の参加者数	311人	119人	120人	120人

地区別計画

5 睦合北地区

現状と課題

- 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、災害時や日常生活での不安が高まっています。
- 地域における高齢者の健康維持・生きがいの創出を促進するための居場所づくりに取り組む必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	睦合北地区	区分	市	睦合北地区
人口	223,585 人	9,784 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	266 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	1,095 人	療育手帳所持者	1,957 人	85 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	6,043 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	93 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	2,646 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	1,285 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	27.04%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	13.13%
要支援(1・2)	1,963 人	69 人	要介護(1～5)	6,267 人	314 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	132 人			

取組方針

- 地域で安心して過ごせるよう、見守り活動の充実を図ります。
- 自治会館などを利用し、気軽に集まれる居場所を作ります。
- 地域を支える人づくりのため、ボランティアの人材育成や各種団体との連携強化を図ります。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 「あんしん袋」と「敬老祝品」の配布
- 住民同士の見守り活動サポート

2 地域における居場所づくり

- 自治会館を活用した定期的なふれあいの場づくり
- 健康体操教室の開催

3 地域で支え合う人づくり

- ボランティアの発掘と育成
- 研修会の実施

主な指標

指標 \ 年度	前回事	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
地域福祉推進委員による訪問人数	330 人	1,266 人	1,450 人	1,550 人
ふれあいの場の参加者数	—	945 人	1,150 人	1,250 人

6 睦合南地区

現状と課題

- 高齢化に伴う諸課題は、ますます複雑化している状況にあります。地域福祉の様々な事業を通し、実状をあぶり出し、地域ぐるみで共有することにより、風通しをよくする仕組みづくりが必要です。
- 高齢者の居場所を増やすなど、ゆるやかな見守りの仕組みづくりを実現するため、担い手となる地域の人的資源を活用し、無理のない範囲で組織化する必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	睦合南地区	区分	市	睦合南地区
人口	223,585 人	20,626 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	543 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	2,657 人	療育手帳所持者	1,957 人	165 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	12,939 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	214 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	5,030 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	2,343 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	24.38%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	11.35%
要支援(1・2)	1,963 人	199 人	要介護(1～5)	6,267 人	548 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	243 人			

取組方針

- 気軽に立ち寄れるカフェ活動など、これまでよりも小規模の単位で開催し、感染防止も踏まえた活動を目指して取り組みます。（えんがわのカフェ等）
- 地域の福祉に携わった経験がある方、地域の福祉に興味、意欲がある方などの人的資源を活用し、きめ細かな地域で集う場所を提供できるようボランティアの育成に力を入れます。
- 現行の仕組みを見直し、より具体的かつ柔軟な組織体制を目指します。

主な取組

1 ゆるやかな見守り活動の充実

- 地域の人的資源の育成と組織化
- 地域の様々な福祉活動の紹介と啓発
- 全ての事業を通しての人と人（世代間）との交流の交流の推進

2 地域における居場所づくり

- きめ細かな地域での展開を目指したミニデイサービス等実施の推進

3 地域で支え合う人づくり

- 支えあい活動への地域ぐるみの参加と啓発
- 地域の人的資源を活用できるような各事業の展開方法の検討

主な指標

指標	年度	前回値	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービス（カフェ会）等の参加人数		1,805 人	4,044 人	4,200 人	4,500 人
人と人（世代間）との交流の場への参加者数		—	1,900 人	2,500 人	2,800 人
担い手の育成を目指す研修・啓発への対象者数		—	64 人	80 人	100 人

地区別計画

7 睦合西地区

現状と課題

- 少子化・高齢化が急速に進み、地域住民相互のつながりが希薄化しているため、日頃から地域での見守りを行うとともに、地域の居場所づくりが必要です。
- 福祉関連団体の構成員も高齢化が進んでいるため、新たな人材の育成が必要です。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	睦合西地区	区分	市	睦合西地区
人口	223,585 人	9,890 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	258 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	1,299 人	療育手帳所持者	1,957 人	99 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	6,256 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	81 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	2,335 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	1,217 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	23.60%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	12.30%
要支援(1・2)	1,963 人	83 人	要介護(1～5)	6,267 人	257 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	125 人			

取組方針

- 普段からの御近所付き合いやあいさつ運動など、身近にできる見守り活動の取組を推進します。
- 気軽にお茶やおしゃべりができる憩いの場を作ります。
- 福祉関連団体を担う人材やボランティアの育成を推進します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 昼食宅配、クリスマスケーキ宅配などによる見守り活動
- 敬老祝品や災害時安心袋を配布しながらの見守り活動
- 地域のあいさつ運動・登下校時の愛の目運動の推進

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「ぽっぽちゃん」の開催
- 自治会単位のミニデイサービスの開催
- みんなで軽体操の開催
- ふらっとスポーツの開催
- コーヒーサロンの開催

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉講習会の開催
- ボランティアの発掘と育成

主な指標

指標 \ 年度	前回事	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
みんなで軽体操の参加者数	701 人	1,027 人	1,283 人	1,603 人
ふらっとスポーツの参加者数	—	691 人	711 人	732 人

地区別計画

8 荻野地区

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者、要支援・要介護認定者など的高齢者が増加しているため、日常生活や介護などへの不安解消に取り組む必要があります。
- 高齢者人口が増加しているため、地域ごとの交流を深めながら見守りや居場所づくりなどを充実する必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	荻野地区	区分	市	荻野地区
人口	223,585 人	25,633 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	726 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	3,126 人	療育手帳所持者	1,957 人	355 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	15,056 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	228 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	7,451 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	3,739 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	29.06%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	14.58%
要支援(1・2)	1,963 人	209 人	要介護(1～5)	6,267 人	844 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	349 人			

取組方針

- 互いに交流を深め、地域の見守り活動を推進します。
- 地域の人達が集まり、お話できる場所を作ります。
- 地域福祉をサポートするボランティアを育成します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- ひとり暮らし昼食会の実施
- ひとり暮らしのお宅へ安否確認を兼ねた訪問
- 広報紙「見守りやまびこ通信」の発行

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「ひなたぼっこ」の開催
- 地域茶話会の実施
- 居場所づくり事業への支援

3 地域で支え合う人づくり

- 体験ボランティアの募集
- ボランティアによる地域福祉事業への参加

主な指標

指標 \ 年度	前回事	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ひとり暮らし高齢者の安否確認を兼ねた訪問人数	7,454 人	8,813 人	9,000 人	9,300 人
子育てサロン「ひなたぼっこ」及び「地域茶話会」参加者数	426 人	315 人	350 人	400 人

地区別計画

9 小鮎地区

現状と課題

- 高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、買い物などの日常生活や健康などの不安が高まっているため、それらの不安の解消に取り組む必要があります。
- ボランティア会員などの高齢化に伴い、次世代の活動者や地域福祉活動の担い手の育成に取り組む必要があります。

■ 地区別データ 令和2年 10月1日 現在

区分	市	小鮎地区	区分	市	小鮎地区
人口	223,585 人	14,023 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	405 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	1,433 人	療育手帳所持者	1,957 人	102 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	8,141 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	125 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	4,449 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	1,953 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	31.72%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	13.92%
要支援(1・2)	1,963 人	141 人	要介護(1～5)	6,267 人	457 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	203 人			

取組方針

- 世代を超えて助け合いのできる地域社会を築くため、各種団体等と連携し地域福祉活動の推進を図ります。
- 「向こう三軒両隣」の精神の下に、普段からの御近所付き合いや地域における見守り活動の取組を推進します。
- 地域と連携し地域力を高めるため、各種団体等を育成します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 「見守りささえあい訪問」の実施
- 引きこもりがちな高齢者の声掛け・参加の声掛けの実施
- 敬老長寿祝いの実施

2 地域における居場所づくり

- ミニデイサービスの開催
- 会食お楽しみ会の開催
- グランドゴルフ練習及び大会の開催
- 世代間交流給食会の開催

3 地域で支え合う人づくり

- 各種団体等と連携した小鮎ボランティアの登録・育成
- 民生委員・児童委員や小鮎ボランティアの会との研修会の開催

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数	2,203 人	1,955 人	2,350 人	2,350 人
小鮎ボランティアの登録者数	92 人	91 人	92 人	92 人

第6章

地区別計画

10 南毛利地区

現状と課題

- 高齢者の小地域による偏在やひとり暮らし高齢者、要支援・要介護認定者などが増加傾向にあり、日常生活や介護などへの不安解消に取り組む必要があります。
- 年少人口は減少傾向にあり、子どもやその親が孤立しないよう地域での居場所づくりに努める必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	南毛利地区	区分	市	南毛利地区
人口	223,585 人	38,651 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	938 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	5,163 人	療育手帳所持者	5,163 人	303 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	24,548 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	298 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	8,940 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	4,380 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	23.13%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	11.33%
要支援(1・2)	1,963 人	282 人	要介護(1～5)	6,267 人	937 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	382 人			

取組方針

- 気軽なお付き合いを通して見守り活動を推進します。
- 仲間同士、気軽に相談できる場を作ります。
- 地域福祉を支えるサポーターを育成します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- ミニデイサービスの多様化の推進
- 高齢者昼食宅配事業の実施

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「みなみちゃん」の開催
- 健康維持事業の実施

3 地域で支え合う人づくり

- サポーターの登録・育成
- 障がい者支援事業の実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数	1,469 人	1,276 人	1,200 人	1,400 人
サポーターの登録者数	31 人	35 人	40 人	45 人

※2020 年は、新型コロナウイルスにより新しい生活様式の導入有

11 南毛利南地区

現状と課題

- 高齢化率が上昇していることから、支援が必要な対象者の把握について、自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、地域住民や関係機関等と連携を図りながら、より一層円滑に進める必要性があります。
- 少子高齢化の急速な進展や近所付き合いの希薄化など、地域とつながり、支え合うきっかけを失っている方の孤立を防ぐため、地区市民センターや老人憩の家、児童館、学校などのほか、自治会館などを活用し、誰もが参加しやすい地域の「居場所づくり」をより一層進める必要性があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	南毛利南地区	区分	市	南毛利南地区
人口	223,585 人	10,834 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	307 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	1,222 人	療育手帳所持者	1,957 人	69 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	6,994 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	71 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	2,618 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	1,298 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	24.16%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	11.98%
要支援(1・2)	1,963 人	114 人	要介護(1～5)	6,267 人	280 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	124 人			

取組方針

- 共に支え合う地域社会を築くため、各種研修会の開催や広報紙の発行などにより、地域住民の福祉に関する意識高揚を推進します。
- 地域住民の福祉ニーズに応じた地域福祉活動を図るため、ミニデイサービスを開催するなど、自治会を単位とした、きめ細やかな事業の展開を推進します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 広報紙「あいのかげはし」発行による地域福祉活動に関する情報提供
- 敬老事業（敬老祝品の配付）の実施
- 民生委員・児童委員等を中心とした定期的な高齢者宅の訪問活動

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「あいちゃん」の実施
- 会食会（昼食会、年3回）の運営
- ミニデイサービス（自治会別）の実施
- 愛甲小学校PTAふれあい大会に「昔あそびコーナー」を設営
- 地域福祉交流会（音楽会・クリスマス会等）の実施

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉推進委員会委員研修（講演会・施設見学等）の実施
- ふれあい勉強会（講演会・実習等）の実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
子育てサロン「あいちゃん」の参加者数	486人	387人	400人	430人
ミニデイサービスの参加者数	485人	436人	450人	480人

第6章

地区別計画

12 玉川地区

現状と課題

- 地区の人口が市内で最も少なく、高齢化率は市内15地区中、2番目に高い割合となっています。里山を始めとした豊かな自然環境に恵まれ、昔から近所付き合いが深く残る地区です。
- 超高齢社会の中で、地域の担い手となる人材の確保及び育成に努める必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	玉川地区	区分	市	玉川地区
人口	223,585 人	3,353 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	131 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	296 人	療育手帳所持者	1,957 人	112 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	1,890 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	21 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	1,167 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	622 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	34.80%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	18.55%
要支援(1・2)	1,963 人	40 人	要介護(1～5)	6,267 人	175 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	53 人			

取組方針

- 住民のニーズに応じた地域福祉活動を推進します。
- 近所のつながりを大切にし、地域福祉の組織などをいかした助け合い、見守り活動の充実に努めます。
- 地域福祉等の担い手となる人材の確保や育成を図ります。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 年2回の高齢者等見守り活動を実施
- 小中学生の登下校時の見守り活動を実施
- 活動の際はセーフティベストを着用

2 地域における居場所づくり

- 健康づくり活動を通じた健康長寿の里づくり
- ミニデイサービスの開催
- 子育てサロン「にっこにこ」の開催

3 地域で支え合う人づくり

- 地域福祉推進委員会ボランティア委員の登録・育成
- 地域福祉推進委員会委員研修会の実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数	180人	193人	220人	250人
子育てサロン「にっこにこ」の参加者数	268人	262人	270人	270人

13 森の里地区

現状と課題

- 少子高齢化が進展する中、地域における高齢者の孤立化を防ぎ、一人一人が生き生きと自立した生活を安心して送ることができる地域づくりを進める必要があります。
- 住民の多様なニーズに応えられる地域福祉推進事業に、より一層取り組むことが重要な課題であり柔軟な対応も求められています。
- 地域福祉を効果的に推進するためには、地域における各団体や学校、施設、事業者などとの連携強化を図るとともに、担い手となるボランティアを育成する必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	森の里地区	区分	市	森の里地区
人口	223,585 人	6,286 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	136 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	499 人	療育手帳所持者	1,957 人	53 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	3,188 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	31 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	2,599 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	997 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	41.34%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	15.86%
要支援(1・2)	1,963 人	86 人	要介護(1～5)	6,267 人	190 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	69 人			

取組方針

- 高齢者が安心して地域で生活できるように、住民間の見守りや支え合い活動の取組を推進します。
- 高齢者がいつまでも元気で心身共に健康であるために、集い交流し、情報交換及び相談ができる場づくりを推進します。
- 地域で支援を行うボランティアを育成したり、ボランティア団体の連携を深め、絆づくりに寄与したりするような場の提供に努めます。
- 子育て世代が地域で安心して子育てができる取組を推進します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- 安心コール事業の実施
- 生活支援事業「もりの応援隊」の実施
- 地区の高齢者を招き「敬老会」を実施

2 地域における居場所づくり

- 高齢者居場所づくり事業「陽だまりの家」の実施
- ふれあい喫茶・森 café の開催
- 健康事業やミニデイサービスを企画し実施

3 地域で支え合う人づくり

- ボランティア団体との連携と活動への支援を行う
- 子育て支援事業（子育てサロン）の開催
- 森小ふれあい喫茶の開催

主な指標

指標 \ 年度	年度	前回事	現状値	目標値	
		H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
ミニデイサービスの参加者数		291 人	291 人	300 人	305 人
安心コール利用者数		461 人	687 人	700 人	720 人

14 相川地区

現状と課題

- 相川地区は、観光農園などの農業が盛んな地域であり、新東名高速道路厚木南インターチェンジの開設や土地区画整理事業などの基盤整備が進む一方、高齢化率が増加傾向にあります。
- このような住環境の変化にも、地域に対する愛着を更に深めてもらうため、自治会やボランティア団体などと地域住民が連携を図りながら、全ての世代間の交流をより活性化する必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	相川地区	区分	市	相川地区
人口	223,585 人	13,633 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	333 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	1,710 人	療育手帳所持者	1,957 人	91 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	8,705 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	99 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	3,218 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	1,425 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	23.60%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	10.45%
要支援(1・2)	1,963 人	104 人	要介護(1～5)	6,267 人	318 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	139 人			

取組方針

- 子育てに対する悩みの解消やストレスを和らげるため、子育て世代が活発に交流できる場を提供します。
- 高齢者が生き生きと暮らせるよう、小・中学校と連携を図り、世代間交流を推進します。
- ひとり暮らし高齢者へのゆるやかな見守り活動の取組を推進します。
- 未来を担う子ども達の活動や居場所づくりを地域の大人たちで支援することで、地域の絆を結びます。

主な取組

1 見守り活動の充実

- ひとり暮らし高齢者宅への配食サービスの実施
- 広報紙「にじ」発行による地域福祉活動に関する情報提供
- 敬老事業（敬老祝品の配付等）の実施
- 日常的な高齢者等の見守り・安否確認

2 地域における居場所づくり

- 子育てサロン「きらきら」の実施
- 世代間交流給食会（各小学校1回）の実施
- ミニデイサービスの実施
- 高齢者社会見学会の実施

3 地域で支え合う人づくり

- こどもまつりの実施
- 公民館まつりの実施

主な指標

指標 \ 年度	前回値	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
子育てサロン「きらきら」の参加者数	647人	421人	500人	550人
「世代間交流給食会」の参加者数	109人	79人	120人	120人

15 緑ヶ丘地区

現状と課題

- ひとり暮らしを含む高齢者世帯が増加傾向にあることから、孤立化を防ぎ、一人一人が生き生きと自立した生活を安心して送ることができる地域づくりを進める必要があります。
- 高齢者人口の増加に伴い、高齢者が活動できる場の確保を始め、介護予防や生活支援の充実を図る必要があります。
- 小地域での相互助け合いを基本とする地域づくりの在り方について検討し、ボランティアの育成を図る必要があります。

■ 地区別データ

令和2年10月1日 現在

区分	市	緑ヶ丘地区	区分	市	緑ヶ丘地区
人口	223,585 人	4,621 人	身体障害者手帳 取得者	5,938 人	157 人
年少人口 (0～14 歳)	26,767 人	600 人	療育手帳所持者	1,957 人	49 人
生産年齢人口 (15～65 歳)	139,102 人	2,430 人	精神障害者保健 福祉手帳所持者	1,942 人	51 人
老年人口 (65 歳以上)	57,716 人	1,591 人	後期高齢者人口 (75 歳以上)	27,490 人	892 人
高齢化率 (65 歳以上)	25.81%	34.42%	高齢化率 (75 歳以上)	12.29%	19.30%
要支援(1・2)	1,963 人	101 人	要介護(1～5)	6,267 人	172 人
避難行動要支援 者登録数	2,642 人	76 人			

取組方針

- 普段からの御近所付き合いや地域におけるゆるやかな見守り活動の取組を推進します。
- 誰もが気軽にふれあい活動ができる場を作ります。
- 地域福祉や小地域活動を支えるボランティアを育成します。

主な取組

1 見守り活動の充実

- ボランティア等による安心安全パトロールの充実
- 地域内での高齢者の見守り活動の実施
- 小中学生の登下校時の見守り活動の実施

2 地域における居場所づくり

- 緑いきいきサロンや小地域サロンなどの開催
- 高齢者の健康体操教室やラジオ体操などの開催
- 子育てサロン「陽だまり」の開催

3 地域で支え合う人づくり

- ボランティア育成講習会の実施
- 世代間交流事業の実施

主な指標

指標 \ 年度	前回事	現状値	目標値	
	H28(2016)年度	R元(2019)年度	R5(2023)年度	R7(2025)年度
緑いきいきサロンの参加者数 (ミニデイ、高齢者会食会)	526 人	265 人	290 人	330 人
健康体操教室の参加者数	166 人	174 人	210 人	250 人

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 厚木市保健福祉審議会規則
- 3 厚木市保健福祉審議会設置規程
- 4 厚木市地域福祉推進協議会設置規程
- 5 厚木市地域福祉推進協議会委員名簿
- 6 厚木市地域福祉推進会議設置規程
- 7 厚木市地域福祉推進委員会名簿
- 8 諮問・答申
- 9 用語集

1 計画策定の経過

開催日時	会議名・検討事項
令和2年	
6月25日	令和2年度厚木市地域福祉推進会議 第1回会議 1 福祉部3計画の策定について 2 地域福祉計画の策定方針について 3 策定スケジュールについて
7月17日	第1回厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画の策定について
7月20日	令和2年度厚木市地域福祉推進協議会 第1回会議 地域福祉計画（第5期）の策定について
8月23日	地域福祉計画（第5期）の策定に係る意見交換会
9月10日	厚木市保護司会との意見交換会
9月28日	第2回厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画（第5期）の原案について
10月2日	第3回厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画（第5期）について（諮問）
10月12日	厚木市保健福祉審議会 地域福祉計画について（答申）
10月20日	令和2年度厚木市地域福祉推進協議会 第2回会議 1 地域福祉計画（第5期）（案）について 2 地区別計画について
10月26日	令和2年度厚木市地域福祉推進会議 第2回会議 1 地域福祉計画（第5期）について 2 地区別計画について
11月24日～ 12月25日	パブリックコメント実施
令和3年	
1月25日 書面会議	第4回厚木市保健福祉審議会 パブリックコメントの実施結果について
1月28日 書面会議	令和2年度厚木市地域福祉推進協議会 第3回会議 1 パブリックコメントの実施結果について 2 地区別計画について
1月28日 書面会議	令和2年度厚木市地域福祉推進会議 第3回会議 パブリックコメントの実施結果について

2 厚木市保健福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 保健福祉関係団体の代表
- (4) 住民自治組織の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱(補欠の委員に係るものを除く。)から適用する。

3 厚木市保健福祉審議会委員名簿

令和2年4月1日現在

役 職	氏 名	選出区分
会 長	神保 忠男	保健福祉関係団体の代表
職務代理	渡邊 治代	保健福祉関係団体の代表
委 員	有路 志津子	公 募 に よ る 市 民
//	内井 嘉己	公 募 に よ る 市 民
//	勝亦 悦郎	公 募 に よ る 市 民
//	川原 由美	社 会 福 祉 事 業 従 事 者
//	畠山 香織	社 会 福 祉 事 業 従 事 者
//	綱嶋 広美	保健福祉関係団体の代表
//	小林 廣子	保健福祉関係団体の代表
//	笹山 恵一郎	住 民 自 治 組 織 の 代 表
//	野村 直樹	学 識 経 験 者
//	前頭 七恵	学 識 経 験 者
//	古座野 里美	学 識 経 験 者
//	丸山 浩	関 係 行 政 機 関 の 職 員
//	栗山 仁	関 係 行 政 機 関 の 職 員

4 厚木市地域福祉推進協議会設置規程

(名称)

第1条 この会は、厚木市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、だれもが安心して生き生きと暮らし、共に支え合う地域社会を築くため、地区市民センターの区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換、研修などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画を着実に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 地区推進委員会活動の情報提供、情報交換に関すること。
- (3) 地域福祉活動の調査研究及び普及啓発に関すること。
- (4) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第4条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地区推進委員会代表
- (2) 学識経験者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中において委員に交代が生じたときは、後任者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、厚木市福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成17年8月9日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

5 厚木市地域福祉推進協議会名簿

令和2年4月1日現在

選出区分	選出団体	役職等	氏 名	備考
地区推進委員会代表	緑ヶ丘地区	委員長	池田 正	会 長
	睦合西地区	委員長	小泉 京子	副会長
	厚木北地区	委員長	棗 進	
	厚木南地区	委員長	佐藤 由利子	
	依知北地区	委員長	齋藤 孝弘	
	依知南地区	委員長	加藤 延幸	
	睦合北地区	委員長	井上 英男	
	睦合南地区	委員長	永井 明	
	荻野地区	委員長	横岩 康平	
	小鮎地区	委員長	村井 久雄	
	南毛利地区	委員長	小林 操	
	南毛利南地区	委員長	平本 俊弘	
	玉川地区	委員長	小瀬村 恒男	
	森の里地区	委員長	永嶋 信一	
	相川地区	委員長	秦 啓子	
学識経験者	厚木市社会福祉協議会	会長	神保 忠男	
	厚木市保育会	代表	藤田 理恵	
	厚木市障害者福祉協会	代表	開沼 クミ子	
	厚木市老人クラブ連合会	副会長	荻山 清治	

6 厚木市地域福祉推進会議設置規程

（設置）

第1条 地区市民センター区域ごとに設立された地区地域福祉推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）活動の情報交換などを行うことにより、各地区における地域福祉活動の充実を図り、もって厚木市地域福祉計画（以下「計画」という。）の着実な推進を図るため、厚木市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 推進会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

3 委員長には福祉総務課長を充て、副委員長には市民協働推進課長を充てる。

（所掌事項）

第3条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定及び推進に関すること。

(2) 地区推進委員会活動の情報交換、連絡調整に関すること。

(3) 地区民生委員児童委員協議会に関する情報交換、連絡調整に関すること。

(4) その他計画の策定及び推進について必要な事項に関すること。

（委員長等）

第4条 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議等）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報告）

第6条 委員長は、委員会で調査検討した事項について、必要に応じて市長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課が行う。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月7日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

7 厚木市地域福祉推進会議委員名簿

役職	職 名
委 員 長	福祉総務課長
副委員長	市民協働推進課長
委 員	厚木北地区市民センター所長
//	厚木南地区市民センター所長
//	依知北地区市民センター所長
//	依知南地区市民センター所長
//	睦合北地区市民センター所長
//	睦合南地区市民センター所長
//	睦合西地区市民センター所長
//	荻野地区市民センター所長
//	小鮎地区市民センター所長
//	南毛利地区市民センター所長
//	愛甲地区市民センター所長
//	玉川地区市民センター所長
//	森の里地区市民センター所長
//	相川地区市民センター所長
//	緑ヶ丘地区市民センター所長
//	地域包括ケア推進担当課長
//	障がい福祉課長
//	介護福祉課長
//	健康づくり課長
//	こども育成課長
//	環境事業課長
//	商業にぎわい課長
//	住宅課長
//	教育指導課長
//	社会教育課長
//	社会福祉協議会事務局次長

8 諮問・答申

(1) 諮問

令和2年10月2日

厚木市保健福祉審議会
会長 神保 忠男 様

厚木市長 小林 常良

厚木市地域福祉計画（第5期）、厚木市障がい者福祉計画（第6期）
及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の素案
について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

添付資料

- 1 厚木市地域福祉計画（第5期）素案
- 2 厚木市障がい者福祉計画（第6期）素案
- 3 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）素案

(2) 答申

令和2年10月12日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市保健福祉審議会
会長 神保 忠男

厚木市地域福祉計画（第5期）、厚木市障がい者福祉計画（第6期）
及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の素案
について（答申）

令和2年10月2日付けで諮問のあった厚木市地域福祉計画（第5期）、厚木市障がい者福祉計画（第6期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）の素案について、本審議会における慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申いたします。

答 申

厚木市地域福祉計画、厚木市障がい者福祉計画及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、社会福祉法を始めとした福祉関連法に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画として相互に結びつけられている。

これらの計画は、本市が目指す地域包括ケア社会の実現に向けた実行計画として、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」という共通の将来像を掲げ、人口減少社会の到来、超高齢社会の進展を見据えた計画としている。また、計画の策定に当たっては、令和元年度に実施された市民アンケートの調査結果を基に、庁内会議での検討を重ねるとともに、意見交換会での意見聴取、地域福祉推進協議会、障害者協議会等の議論を踏まえ策定されたものであり、福祉関連施策を推進する計画として適切なものと判断した。

なお、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たっては、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1 地域福祉計画（第5期）

(1) 全ての人を支える体制づくりについて

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、子ども等地域で暮らす全ての人を対象としている。

計画の推進に当たっては、外国籍の人、養育的な支援を必要とする子ども、何らかの悩みを抱える人を含めた全ての人が、常に誰かとつながり、地域において取り残されることがないように、庁内外の関係機関と連携を図り、一人にさせない社会参加できるまちづくりを推進されたい。

(2) 再犯防止推進計画について

第5期計画は、施策の方向6「一人にさせない社会参加できる地域づくり」に再犯防止推進計画を位置付け、「互いに認め合い、一人一人が尊重され、地域で安心して暮らせるまち」を目指す計画としている。

再犯防止に向けた取組に当たっては、セーフコミュニティ認証都市として、これまで築き上げてきた市民協働による防犯活動等の取組と連動し、罪を犯した人の立ち直りを支え、誰もが安心して安全に暮らせることができるまちづくりを推進されたい。

2 障がい者福祉計画（第6期）

障がい者が地域で安心して生活するためには、地域の住民が他者の多様性を認め、理解しようとする心の醸成が不可欠であり、地域社会全体で虐待防止や意思決定支援など権利擁護の推進及び合理的配慮の普及啓発が必要となる。

また、医療的ケアが必要な人や重度の障がいを持った方であっても、希望する地域で生活を継続していくためには、障害福祉サービスを含む様々な支援を充実させていかなければならない。

これらの課題を解決するため、障がい者理解の一層の推進に取り組むとともに、介護職人材を確保し、専門的な支援の提供を可能とする支援体制の構築に取り組まれたい。

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

(1) 認知症高齢者に対する支援体制の充実について

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、令和元年6月18日に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症の方やその家族に対する見守り等の様々な支援体制の充実を図られたい。

また、医療や介護を必要とする高齢者が増加することに対応するための、医療・介護・福祉の連携強化及び生活支援体制の更なる充実を図られたい。

(2) コロナ禍における介護予防・健康づくりについて

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、高齢者が家に閉じこもりがちになり、身体及び認知機能の低下が懸念されているため、「新しい生活様式」を取り入れた介護予防・健康づくりに取り組まれたい。

4 福祉等に携わる人材の確保について

介護及び障がい者福祉に携わる人材の不足については、介護サービスを必要としている利用者が安心してサービスを受けることができるよう、安定的な確保と育成を図るための人材確保の施策の見直しも含め、引き続き取り組まれたい。

5 関係機関との連携強化について

市民が抱える多様化・複雑化する課題やニーズに対しては、法に基づく事業等のほか、様々な関連事業や関係機関の取組等と連携し、解決することが求められている。

地域包括ケア社会の実現に向けては、医療・介護・福祉などの異業種間との連携を始め、国、県、社会福祉法人、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等の関係機関との密接な連携強化を図りながら、福祉関連施策を推進する3つの計画が、実効性のある計画となるよう取り組まれたい。

厚木市保健福祉審議会	会 長	神保 忠男
	職務代理	渡邊 治代
	委 員	有路志津子
	委 員	内井 嘉己
	委 員	勝亦 悦郎
	委 員	川原 由美
	委 員	畠山 香織
	委 員	綱嶋 広美
	委 員	小林 廣子
	委 員	笹山恵一郎
	委 員	野村 直樹
	委 員	前頭 七恵
	委 員	古座野里美
	委 員	丸山 浩
	委 員	栗山 仁

9 用語集

〈あ行〉

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、本市の総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画としています。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

インクルーシブ教育

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成を目指し、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことをいいます。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non Profit Organization（非営利組織）の略で、非営利で自発的に市民活動を行う民間の組織のことをいいます。このうち、法律に基づいて法人格を取得したものが特定非営利活動法人（NPO法人）です。

〈か行〉

高齢化率

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

〈さ行〉

生活困窮者の自立促進に向けた相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）

生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援策の強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、この法に基づき平成27年4月から生活困窮者自立支援事業が始まりました。生活に困窮している方や、将来的に生活に困窮するおそれがあり、自立した生活を送ることが難しい方を対象に支援を行っています。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。

主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

〈た行〉

ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う問題です。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高

齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

地域見守り協定

神奈川県や市と民間事業者の間で協力協定を締結し、協定締結事業者が業務を遂行する中で、玄関等に新聞や郵便物がたまっているなど、日常生活において異常が感じられ、住民の生命の危険が予見される世帯について、市や警察に通報し、孤立死・孤独死等のおそれがある場合に適切な支援につなげる体制を構築する取組です。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している10地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

〈は行〉

8050 問題

高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える家庭で生活困窮と介護が一緒に生じる問題です。

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。

最近では、高齢者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を

取り除く「こころのバリアフリー」も含めています。

伴走型の支援

支援者と相談者が継続的につながり関わりながら、相談者の状態の変化に寄り添い、課題を解きほぐす支援をいいます。

〈ま行〉

ミニデイサービス

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者などを対象とし、地区地域福祉推進委員会を始めとした地域住民の方々により、地区市民センター等で、介護予防、自立支援の視点から創作活動や趣味活動、配食サービスなどを提供する取組です。

